

厚真町避難実施要領のパターン

令和6年11月
厚 真 町

目 次

はじめに	1
第1章 目的等	2
1 目的と位置付け	2
2 用語の定義	2
3 適用の範囲	2
第2章 避難実施要領のパターンの概要	3
1 避難実施要領とは	3
2 避難実施要領のパターンとは	3
3 避難実施要領に関する根拠	4
第3章 避難実施要領	6
1 避難指示の通知・伝達	6
2 避難実施要領の策定の流れ	7
3 避難実施要領内容の伝達	8
4 避難の際に考慮すべき事態の特徴	8
5 避難の形態	9
6 関係機関の役割分担	10
7 作成する避難実施要領パターンの検討	12
第4章 避難実施要領のパターン	13
1 弾道ミサイル攻撃	13
2 航空機による攻撃	24
3 ゲリラや特殊部隊による攻撃	30
4 着上陸侵攻	51
付録 避難実施要領のパターン様式	66

はじめに

我が国に対する外部からの武力攻撃に際し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要法制を整備することを国の責務として、平成15年6月に武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）が成立しました。さらにこの法律を受けて平成16年6月には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が成立しました。

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法、国民の保護に関する基本方針（以下「基本指針」という。）及び北海道の北海道国民保護計画並びにこの町の厚真町国民保護計画に基づき、町民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民の保護のための措置により、町民の避難に関して迅速かつ的確な国民保護措置を行い、住民の生命、身体及び財産を保護することとしています。

武力攻撃事態等において、実際に国民保護法が適用される事案（以下「国民保護事案」という。）が発生し、都道府県（知事）から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村（長）は、直ちに避難実施要領を定めなければならないとされています。

また、基本指針では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされていることから、本町の避難実施要領について確認するとともに、国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領のパターン」を作成することとしました。

第1章 目的等

1 目的

本町における避難実施要領の作成義務は、国民保護事案発生後であるが、実際に住民を速やかに避難させるにあたり、事案発生後に避難実施要領を短時間で作成することは、事実上極めて困難なことから、あらかじめ複数の事案を想定し、避難実施要領を作成し、町民の避難について各関係機関が共通認識のもと、迅速かつ円滑な避難行動等を行い、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 本実施要領の位置付け

本町の避難実施要領は、国民保護法、関係法令及び北海道の国民保護計画並びに町の国民保護計画に基づき、町民の協力を得つつ関係機関との連携のもと、国民保護事案の事態発生時に、町民の円滑な避難を実施するため、あらかじめ事態発生形態を想定した基本的な町民の避難実施要領とするものである。

実際に武力攻撃等の国民保護事案が生じた場合、その種類、規模、発生場所、発生時期等が計画どおりとならないことが予想されることから、町民の避難実施要領の策定に当たっては、実状況にあわせ、各関係機関等と密接に連携・協力して、本避難実施要領パターンを参考に立案するための計画（マニュアル）とするものである。

3 適用の範囲

本避難実施要領は、本町の国民保護計画の対象とする想定される事態とし、武力攻撃事態と緊急対処事態発生時に適用するものとする。

区 分		種類等
武力攻撃事態		着上陸侵攻
		ゲリラや特殊部隊による攻撃
		弾道ミサイル攻撃
		航空攻撃
緊急対処事態	攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 (原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊)
		多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 (大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破)
	攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 (ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入)
		破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 (航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来)

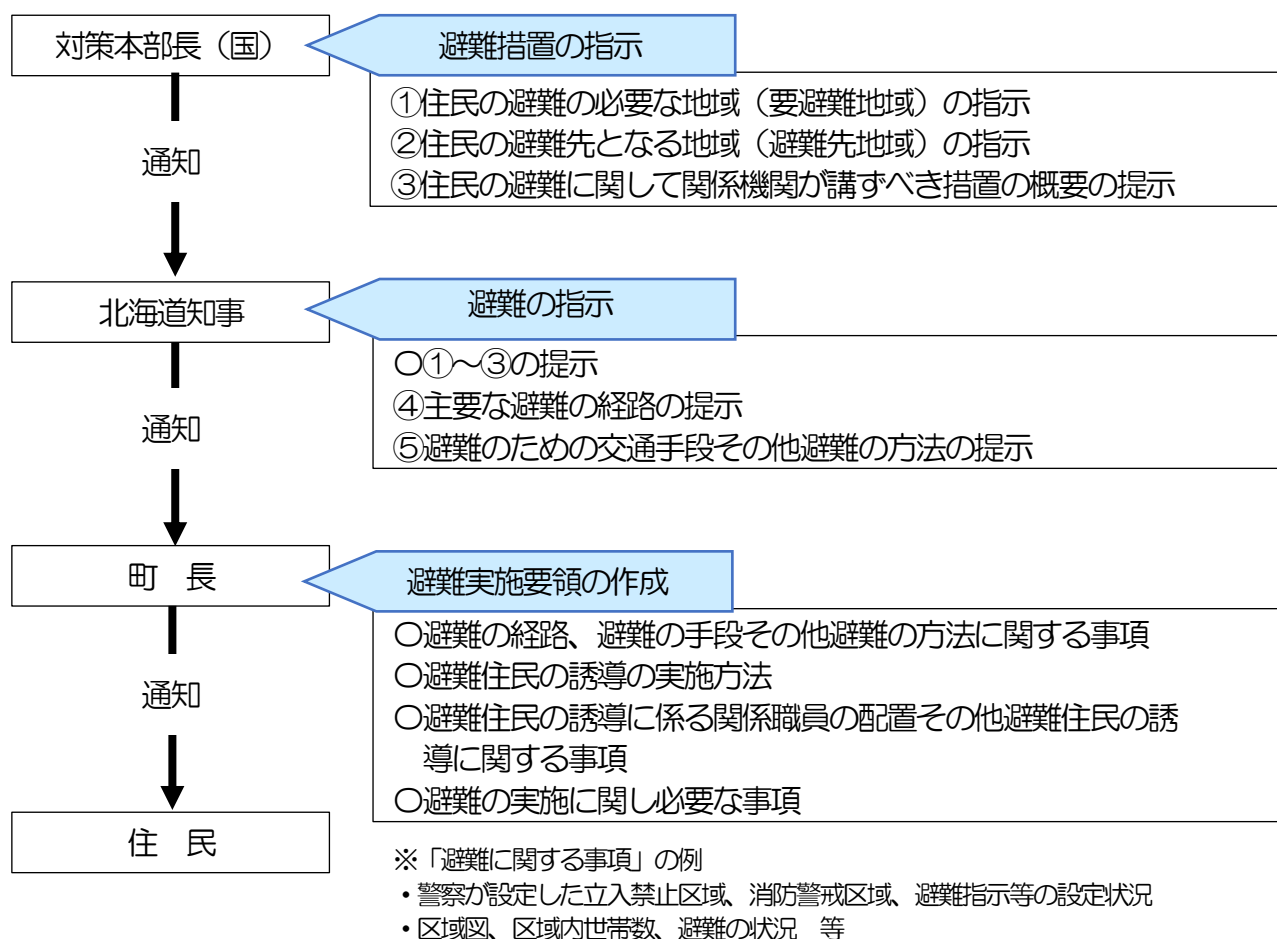
第2章 避難実施要領のパターンの概要

1 避難実施要領とは

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。

避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

《住民避難に関する調整の流れ》



実際のオペレーションでは、国が避難措置を出す以前に「避難に関する事項」の報告等により、国・北海道・町間の調整が行われることになる。

2 避難実施要領のパターンとは

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避

難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要があり、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでかなりの時間を要することとなってしまふことになり、国の基本指針では、市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

現実の国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別ではあるが、「避難実施要領のパターン」を平素から作成しておくことによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の相場観やノウハウを培うことが可能となる。また、「避難実施要領のパターン」を検討し、作り上げていく作業自体が、一種の訓練としての効果も持ちえるものであり、図上訓練等で使用して、その改善点をフィードバックすることにより、万が一の事態が発生した場合の対応能力が向上することとなる。

このほか、実際の事案においては、避難の指示の具体化に係る内容の判断等、町の果たすべき役割も大きいことから、「避難実施要領のパターン」の検討等を通じ、対応能力の向上を図るものである

《避難実施要領のパターン作成の意義》

- ①記載内容や作成手順について習熟するための機会となる。
- ②関係機関とのネットワーク構築、各部局・機関の役割等に係る認識共有の機会となる。
- ③実事案時の避難実施要領のベース（ひな型）として活用できる。
- ④施設等周辺の状況（居住人口、避難施設、避難経路等）が確認できる。

3 避難実施要領に関する根拠

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第102号）

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律其他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

- 2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項
- 3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があつたときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

北海道国民保護計画（平成30年6月） 第3篇第4章第2項7 避難実施要領の策定

- ① 市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事、道警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。
- ② 市町村長はあらかじめ定めた方法で、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するとともに、道などの関係機関に通知するものとする。

厚真町国民保護計画（令和4年3月） 第4章第2項2 避難実施要領の策定

- 町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、道、道警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

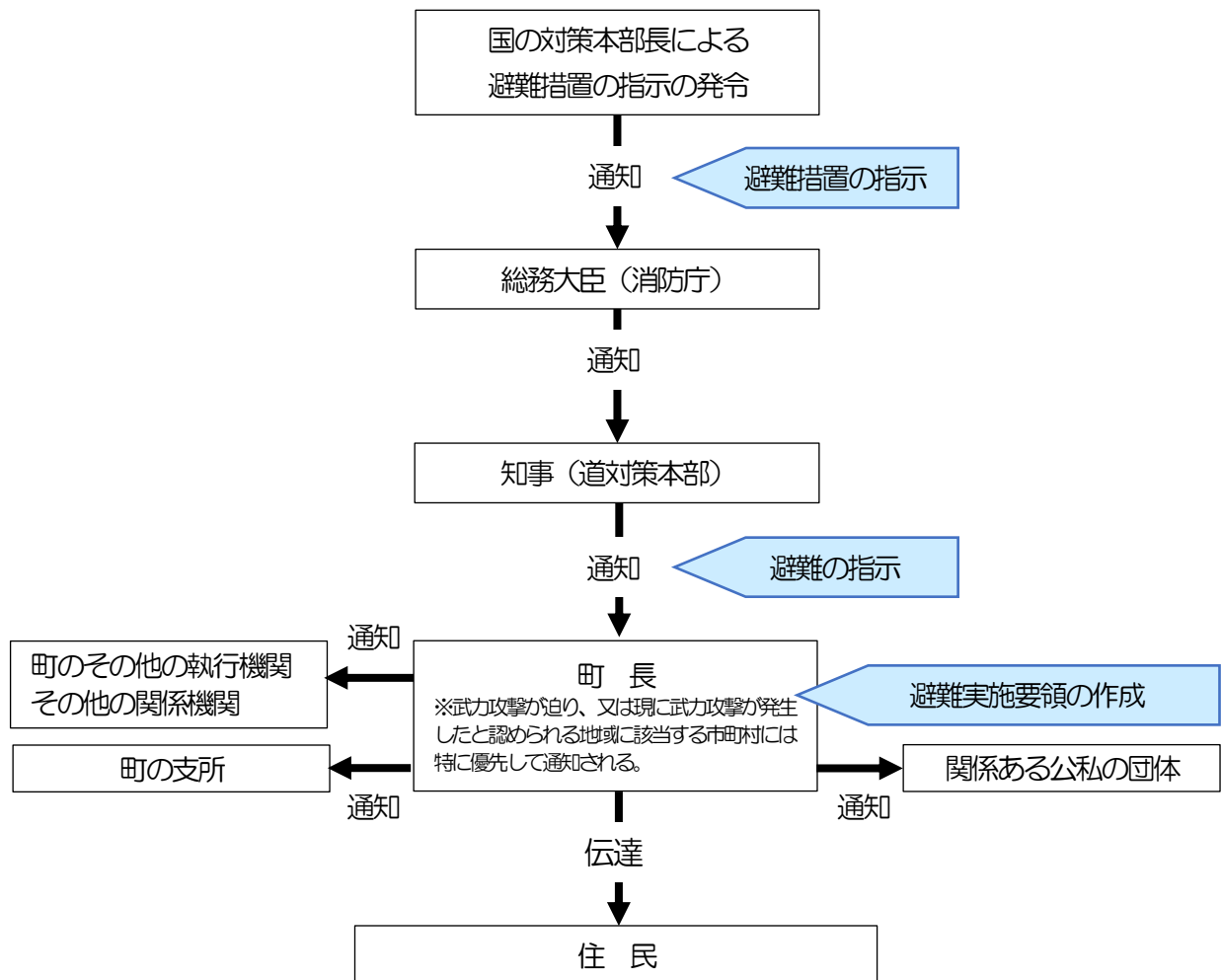
避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

第3章 避難実施要領

1 避難指示の通知・伝達

- (1) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に道に提供する。
- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。
- (3) 町長は、警報に準じて町の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

《避難指示の流れ》



2 避難実施要領の策定の流れ

- (1) あらかじめ避難実施要領のパターンを策定しておく。
- (2) あらかじめ策定しておいた避難実施要領のパターンを参考に、知事からの避難指示の内容に応じた避難実施要領の案を策定する。
- (3) 策定した避難実施要領の案について、各執行機関、消防機関、道、道警察、海上保安部等及び自衛隊等の意見を聴き、迅速に避難実施要領を策定する。
- (4) 知事からの避難指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合は、速やかに避難実施要領の内容を修正する。
- (5) 避難実施要領の策定にあたっては、知事からの避難指示通知後速やかに避難実施要領の通知・伝達が行えるよう迅速な作成に留意する。
- (6) 避難実施要領の記載12項目（道計画の「市町村の計画作成の基準」）

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

【避難実施要領に定める事項】

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号））

- ① 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

(7) 避難実施要領策定における留意事項

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公 共機関等による運送）
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合の道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

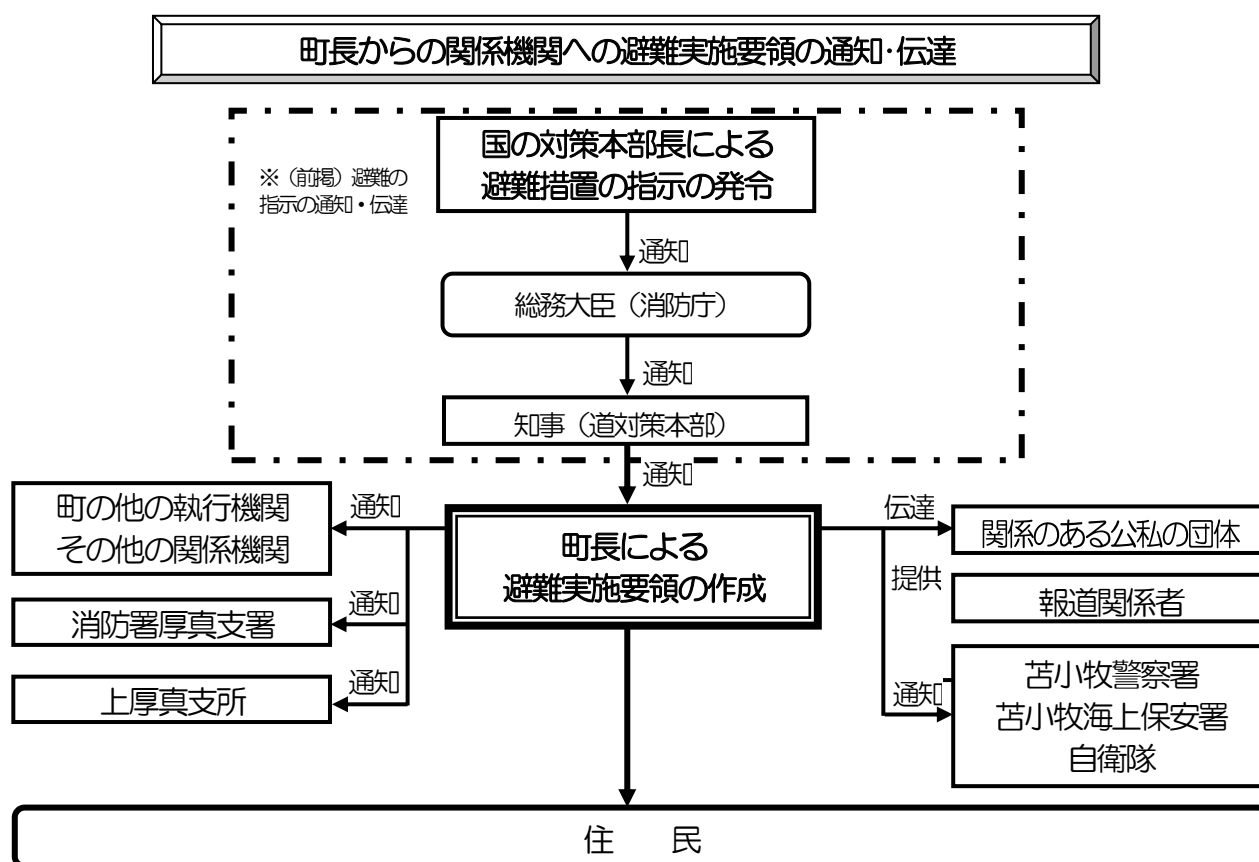
3 避難実施要領内容の伝達

町長は、避難実施要領策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

この際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を教育委員会等の町の執行機関、胆振東部消防組合消防署厚真支署長、苫小牧警察署長、苫小牧海上保安署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



4 避難の際に考慮すべき事態の特徴

国民保護事案として想定されている事態には、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。）及び緊急対処事態があり、住民の避難に関する措置を実施する際には、事態の特徴を考慮しながら避難方法を検討することが必要である


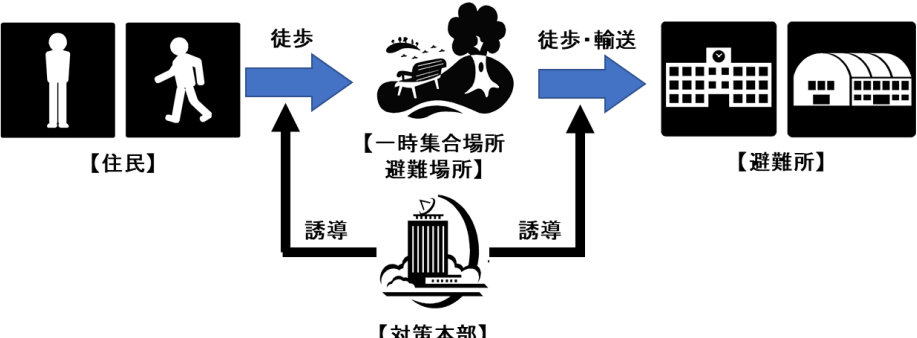
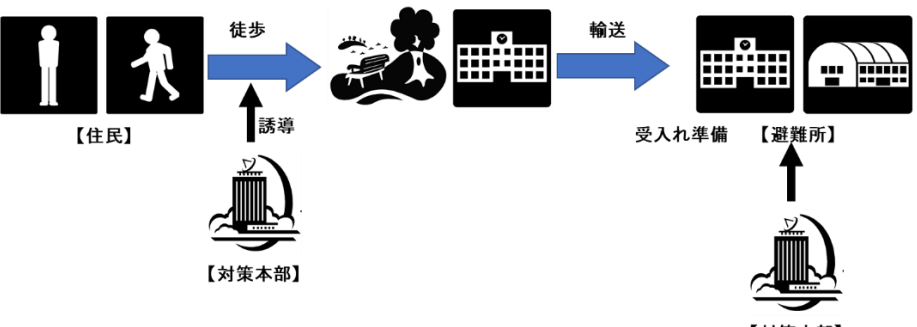
区分	特徴
武力攻撃事態	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
ゲリラ・特	<ul style="list-style-type: none"> 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。

	殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 	
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。 	
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 	
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたす恐れがある。 	
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。 	
	大量殺傷物質等による攻撃	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
		生物剤攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
化学剤攻撃		<ul style="list-style-type: none"> 化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 	

5 避難の形態

国民保護事案が発生した場合又は発生の予兆がみられる場合、町は国や北海道からの指示のもと、住民を避難誘導することとなる。

町が避難を実施するにあたり考えておくべき避難の形態は、「屋内避難（自宅にとどまる場合を含む。）」、「町域内の避難」、「町域外への避難（道外への避難を含む。）」の3形態である。また、一時的に屋内避難を行い、その後、町域内や町域外に避難する場合もあり、更には、同じ事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には町域内避難を求めるような場合もある。

分類	避難形態
屋内避難	<p>外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕が無い場合や一時的な避難の場合等に用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅にいる場合は、外出しないで留まる。 ・外出している場合は、速やかに屋内に避難する。（近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設、建築物の地階等）  <p>【住宅建物】 ※住宅にいる場合は、外出しないで留まる</p> <p>【住民等】 外出している場合は、速やかに屋内に避難する</p> <p>徒歩(原則)</p> <p>【近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設、建築物の地階等】</p>
町域内の避難	<p>危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまっていた場合は危険な場合等に用いる。</p>  <p>【住民】</p> <p>徒歩</p> <p>【一時集合場所 避難場所】</p> <p>徒歩・輸送</p> <p>【避難所】</p> <p>誘導</p> <p>【対策本部】</p>
町域外への避難	<p>危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が町域を超える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる。</p> <p>町は、北海道と連携して避難先地域を管轄する都府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。</p>  <p>【住民】</p> <p>徒歩</p> <p>誘導</p> <p>【対策本部】</p> <p>輸送</p> <p>受入れ準備</p> <p>【避難所】</p> <p>【対策本部】</p>

6 関係機関の役割分担

	北海道	町	消防	警察	自衛隊
要避難地域の決定	・避難指示	・警戒区域の設定	・消防警戒区域の設定	・立入禁止区域の設定	—
避難先施設の決定	・避難先地域の提示	・避難者数の確認 ・施設の収容可能人数の確認 ・一時集合の有無の検討 ・天候・気象状況の把握	—	・避難先の安全の確認	—
避難手段及び経路の決定	・バス、トラック協会等の輸送力の	・地域事情を踏まえた経路や手段	—	・交通規制、交通事情、警備体制	—

	確保	の提示・設定 ・避難行動要支援者の有無の確認		・警察官の事前配置	
避難指示の広報手段の決定	—	・要避難地域内住民に対する避難場所の広報(防災行政無線、緊急速報メール、自治会長等への連絡等)	・要避難地域内住民に対する避難の直接広報(避難場所の広報も含む。)	・要避難地域内住民に対する避難の直接広報(避難場所の広報も含む。)	・要避難地域内住民に対する避難の直接広報(避難場所の広報も含む。)
避難誘導	・協定に基づき、バス、トラック協会へ避難住民の輸送を依頼	・要避難地域外における避難場所への誘導 ・避難先における避難住民の確認 ・消防・消防団、警察、自衛隊に避難誘導(避難行動要支援者の支援を含む。)の要請	・要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認 ・避難誘導時の負傷者対応	・要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認 ・避難行動要支援者所在場所(要避難地域内を含む。)へ優先的に警察官を派遣 ・避難経路周辺への新たな脅威の有無の確認	・国民保護等派遣として、避難場所への誘導、残留者の確認

7 作成する避難実施要領パターンの検討

区分		検討項目						
		事前の事態予測	町への影響等		住民の避難		町域での発生公算	
			想定施設・地域	影響	避難時間	避難形態		
武力攻撃事態	着上陸侵攻	予測可能、部隊の集結等により察知・推測	全町域	町が直接、侵攻目標となる公算は低いですが、近傍の港湾及び空港が侵攻目標となった場合は影響を及ぼす可能性がある。	比較的あり	・町域外避難	極少	
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	予測困難、突発的に発生	苫小牧港東港区 苫東石油備蓄基地 苫東厚真火力発電所 厚幌ダム	重要施設が攻撃された場合は、周辺地域に爆発・火災等の危険性が高まる。	比較的少ない	・屋内避難 ・町域内避難	限定的	
	弾道ミサイル攻撃	予測困難、事前に発射兆候を察知しても弾着地域の特定は極めて困難	同上	上記の他、ミサイル飛翔体等が落下した場合、爆発等の危険性のほか、燃料に含まれる有毒な化学物質等による影響が高まる。	極めて少ない	・屋内避難 ・町域内避難	限定的及び飛翔体の落下の可能性あり	
	航空攻撃	予測困難、攻撃目標の特定困難	同上	同上	比較的少ない	・屋内避難 ・町域内避難	限定的	
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	予測困難	苫東石油備蓄基地 厚幌ダム	石油コンビナートが攻撃された場合は、周辺地域の爆発・火災等の危険性が高まる。またダムが破壊の場合、決壊水により下流域一帯が甚大な被害となる。	比較的少ない	・町域内避難 ・町域外避難	限定的	
	交通機関を用いた攻撃	予測困難	苫小牧港東港区	フェリーターミナル及び寄港船舶への攻撃があった場合、爆発等により、人的被害、施設・船舶破壊により被害は増大する。	比較的少ない	・町域内避難	限定的	
	大量殺傷物質等による攻撃	放射性物質等	予測困難	全町域	核兵器による被害は、熱線、爆風、放射線等の影響により、広範囲に及び残留放射線等がある場合は、除染処置又は影響がなくなるまで地域の使用は不可能となる。	極めて少ない	影響度に合わせて町域内・町域外避難を判断	極少
		生物剤による攻撃	予測困難	全町域	生物剤の特徴から感染が拡大、また、二次感染により更に拡大の可能性はある。	極めて少ない	影響度に合わせて町域内・町域外避難を判断	極少
		化学剤による攻撃	予測困難	一部の地域又は全町域	化学剤の種類によっては持続性があるものもあり、除染が完全に行われるまで地域の使用は不可能となる。	極めて少ない。	影響度に合わせて町域内・町域外避難を判断	極少

※ 本避難実施要領のパターン作成においては、武力攻撃事態におけるパターンを作成するものとし、緊急対処事態については、武力攻撃事態のパターンを参考に、事態対処の必要時に作成するものとする。

第4章 避難実施要領のパターン

1 弾道ミサイル攻撃

(1) 事案の特徴等

ア 特徴

(7) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。

(4) 通常弾頭の場合、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

(7) 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 屋内避難を行わせる際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

(2) 事案の想定（想定シナリオ）

ア 全般

(7) X年Y月D-7日以降、政府はNK国の弾道ミサイル発射に向け活発化している兆候を察知し、警戒しているものの、攻撃目標及び攻撃時期並びに弾頭の種類等については、特定することが極めて困難な状況にある。

(4) 政府は、兆候から攻撃の切迫度が高いものと判断し、国民保護法に基づき対策本部を設置するとともに、Y月D日警報を発令した。また、都道府県知事に対し避難措置を指示した。

(4) 政府は、本事態を武力攻撃事態と認定し、都道府県及び各市町村に対し、武力攻撃事態対策本部の設置を指示した。

(4) 町は、Y月D日09時05分、国民保護対策本部を設置し、弾道ミサイルが発射された場合に、住民が速やかに対応行動がとれるよう、警報発令に関する情報と合わせて、住民が取るべき行動について周知するとともに、関係機関との連携を確認した。

(4) 政府は、全国の要所で自衛隊による防空作戦を展開、弾道ミサイル迎撃態勢を確立させた。

イ 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
Y月D日 09:00	NK国において弾道ミサイルの発射兆候を確認	国対策本部長が警報の発令を決定
09:05	弾道ミサイル発射兆候等から全国瞬時警報システム（J-ALERT）・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により警報を通知	<ul style="list-style-type: none"> 国対策本部長→総務大臣（消防庁）→北海道知事（道対策本部）→町長 防災行政無線により警報を放送伝達
09:10	あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスの運行停止	<ul style="list-style-type: none"> 国対策本部が避難措置の指示を検討開始 道対策本部が避難の指示を検討開始
09:05	国から北海道に対し、避難措置を指示	<p>【指示内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要避難地域：町内全域 避難に関し関係機関が講ずべき措置：

		① 速やかに近くの堅牢な建物内に避難すること ② 実際の実射に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
09:10	北海道からの避難の指示	【指示概要】 ・要避難地域：町内全域 ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 建物内にいる者は、地階や建物の中心部など安全な場所へ退避すること ② 屋外にいる者は、速やかに近くの堅牢な建物内に避難すること ③ 実際の実射に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
09:30	NK国から弾道ミサイルが発射（着弾地域不明）	国対策本部長が警報の発令を決定
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により警報を通知	・国対策本部長→総務大臣（消防庁）→北海道知事（道対策本部）→町長 ・防災行政無線により警報を放送伝達
09:32	NK国から発射された弾道ミサイルは、北海道の上空を通過する見込み	国対策本部長が警報の発令を決定
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により警報を通知	・国対策本部長→総務大臣（消防庁）→北海道知事（道対策本部）→町長 ・防災行政無線により警報を放送伝達
09:40	NK国から発射された弾道ミサイルは、苫小牧東港区付近に落下、着弾した模様	

ウ 関係機関の対応状況

(ア) 警察による周辺の交通規制

未規制（避難誘導を優先）

(イ) 消防による警戒区域の設定

未規制（避難誘導を優先）

(ロ) 交通機関

あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスは全線運行停止

(3) 避難実施要領のパターン

ア 弾道ミサイル攻撃（着弾前）

避難実施要領	
厚真町 町長 X年Y月D日9時10分現在	
屋内避難	
1 北海道からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域の住民は建物内に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。また、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止めるなど、外気からできるだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ・ラジオ、町ホームページや町SNS（LINE・Facebook）等からの情報収集に努める。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	X年Y月D日 09:10
発生場所	—
実行の主体	NK国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの発射準備が認められる。

今後の予測・影響と措置	実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、町民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、町民の取るべき行動について周知を図る。
気象の状況	天候：曇り 気温：18℃ 風向：西 風速：5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町全域
避難先と避難誘導の方針	北海道知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ町民がいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	—
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	事態に備え、関係機関と連絡調整を図る。
連絡調整先	胆振総合振興局地域創生部危機対策室：0143-24-9570 胆振東部消防組合消防署厚真支署：0145-26-7119 北海道札幌方面苫小牧警察署（警備課）：0144-35-0110 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊（第3科）：0123-23-5131
3 事態の特性で留意すべき事項	
1 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。	
2 担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。	
3 町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、施設管理者等に対して協力を依頼する。	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
1 非常持出品を準備するとともに、テレビ・ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。	
2 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。	
3 現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施設等を行う。	
4 出火防災対策を行う。	
5 危険動物の逸走対策を行う。	
6 その他必要と認められる事項	
屋内にいない場合	
1 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。	
2 車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。	
3 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。	
4 周辺で着弾音等不審な音を感知したときは、当該現場から離れるとともに、町、消防又は警察に連絡する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	担当職員等は、町民に対し、防災行政無線、町ホームページ、町SNS（LINE・Facebook）、広報車による伝達や消防・消防団、自治会・自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅牢な建物等の屋内への避難が必要である旨の周知を図る。 実際に弾道ミサイルが発射され、本町の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、最大音量でのサイレン吹鳴が実施される。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 避難時の連絡先	
厚真町 国民保護対策本部 （緊急対応事態対策本部）	電話：0145-27-2321 FAX：0145-27-2328 E-Mail：kanbou@town.atsuma.lg.jp

イ 弾道ミサイル攻撃（着弾後）

避 難 実 施 要 領	
厚真町 町長 X年Y月D日 10時00分現在	
町 域 内 避 難	
1 北海道からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、D日9時25分頃、厚真町浜厚真地区において発生した爆発について、NK国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき、警報を発令し、爆心地周辺の厚真町浜厚真地区及びその風下となる厚真町上厚真以南の地域を要避難地区として、避難措置の指示を行った。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	X年Y月D日 09:25 頃
発生場所	厚真町浜厚真地区「苫東石油備蓄基地」南側地域
実行の主体	NK国
事案の概要と被害状況	厚真町浜厚真地区にミサイル落下、NBC弾の可能性あり。 人的・物的被害について調査中
今後の予測・影響と措置	弾頭の種類に応じて人員・車両の除染、地域の除染を実施
気象の状況	天候：曇り 気温：18℃ 風向：西 風速：5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	別紙第1「要避難地域」
避難先と避難誘導の方針	爆心地に近く、着弾地点の風下となる要避難地域の厚真町上厚真地区以南の地域（共和152、上厚真683、厚和57、浜厚真57、鯉沼68、清住0、鹿沼120）の住民1,137名に対して、直ちに周辺地域から離れ、本日12:00を目途に、厚真町スポーツセンター、中央小学校及び厚真中学校へ一時避難させる。
避難開始日時	Y月D日 11:00
避難完了予定日時	Y月D日 12:00
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	町対策本部は、現場における事態の状況の変化に対応できるよう苫小牧警察署、消防署厚真支署、陸上自衛隊第7師団第7特科連隊等とともにミサイル落下地点の風上地域に、現地調整所を設置し、担当職員を派遣して現地における調整に当たる。また、現地調整所近傍に除染所を開設中である。 消防は、消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備を実施中。 警察は、交通規制、検知、除染準備を実施中。 胆振総合振興局に自衛隊の災害派遣を要請、除染所の開設について調整。 その他、道内緊急消防援助隊に派遣を要請 町対策本部は、NBC災害への対応能力を有する専門医や災害派遣医療チーム（DMAT）等の避難所における医療救護活動について、北海道と調整を行う。 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受け入れ先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、北海道と専門医療機関への受入の調整を行う。
連絡調整先	本避難の実施要領は、町対策本部から北海道、消防、警察、自衛隊及び国公私等の団体等関係機関に伝達する。 北海道対策本部：道リエソンを2名派遣 現地調整所：町職員2名を派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡・調整のため町職員を派遣 関係機関：胆振総合振興局地域創生部危機対策室：0143-24-9570 胆振東部消防組合消防署厚真支署：0145-26-7119 北海道札幌方面苫小牧警察署（警備課）：0144-35-0110 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊（第3科）：0123-23-5131 ※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じた時は、別途示す連絡表を活用する。

3 事態の特性で留意すべき事項									
事態の特性（除染の必要性等）	弾種、化学弾であれば化学剤の種類（一時性、持久性）によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性がある。要避難地域の住民の状況把握が困難 化学剤の種類によっては、要避難地域での消防・消防団等の活動は困難。								
地域の特性	日中仕事で不在者が多く、高齢者が大半のため自治会単位の行動は、期待できない。また、要配慮者の避難には、自治会と連携を図りつつ、介助者を派遣して避難を行う。								
時期による特性	低気圧の影響により、降雨の可能性はある。								
4 避難者数（人）									
地区名	共和	上厚真	厚和	浜厚真	鯉沼	清住	鹿沼	合計	
避難者数（計）	152	683	57	57	68	0	120	1,137	
うち避難行動要支援者数	29	62	7	6	7	0	18	129	
うち外国人等の数	0	23	0	10	0	0	0	33	
5 避難施設									
5-1 避難施設									
避難先地域	厚和・浜厚真・鯉沼			共和・上厚真			鹿沼		
避難施設名	スポーツセンター			中央小学校			厚真中学校		
所在地	厚真町字本郷 234-6			厚真町新町 92-1			厚真町新町 464		
収容可能人数（人）	680			1,770			1,109		
連絡先（電話等）	0145-27-3775			0145-27-2432			0145-27-2439		
連絡担当者	町：教育避難所対策部 施設：			町：教育避難所対策部 施設：			町：教育避難所対策部 施設：		
その他の留意事項等	アリーナのみ								
5-2 一時集合場所									
一時集合場所名	上厚真小学校			厚南会館			鹿沼マナビィハウス		
所在地	厚真町字厚和 59-3			厚真町字上厚真 219			厚真町字鹿沼 217-4		
連絡先（電話等）	0145-28-3560			0145-28-2311			衛星電話等対応		
連絡担当者	町：産業対策部			町：産業対策部			町：産業対策部		
その他の留意事項等	・厚和、浜厚真、鯉沼地区住民の集合			・共和、上厚真地区住民の集合			・鹿沼地区住民の集合		
6 避難手段									
(1) 集合場所への移動：上厚真地区は、原則として徒歩により行う。 その他の地区は、車両移動で集合した場合、車両は集合場所に残置する。									
(2) 担当職員は、地域の自治会・自主防災組織等の協力が得られるように努める。									
(3) 避難場所には、地区ごとに、各世帯、事業所単位で移動する。									
(4) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。									
(5) 町民以外の滞在者の避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。									
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（自衛隊による人員輸送支援）								
輸送手段の詳細	種類（車種等）	バス、自衛隊車両等							
	台数	調整により確保							
	輸送可能人数	輸送車両の調整による。							
	連絡先	町：産業対策部（現地）、総括部本部運営班（本部） 支援：バス会社、自衛隊リエゾン又は現地担当者							
輸送力の配分の考え方	各避難先場所ごとに輸送車両を配分するとともに、ピストン輸送を行う。								
その他輸送手段	避難行動要支援者	バス等での避難が困難な自力歩行困難者等は、救護対策部による介護等特殊車両の要請のほか、自衛隊への支援要請を行う。							
	その他（入院患者等）	同上							
7 避難経路									
避難に使用する経路	別紙第2「避難に使用する経路」								

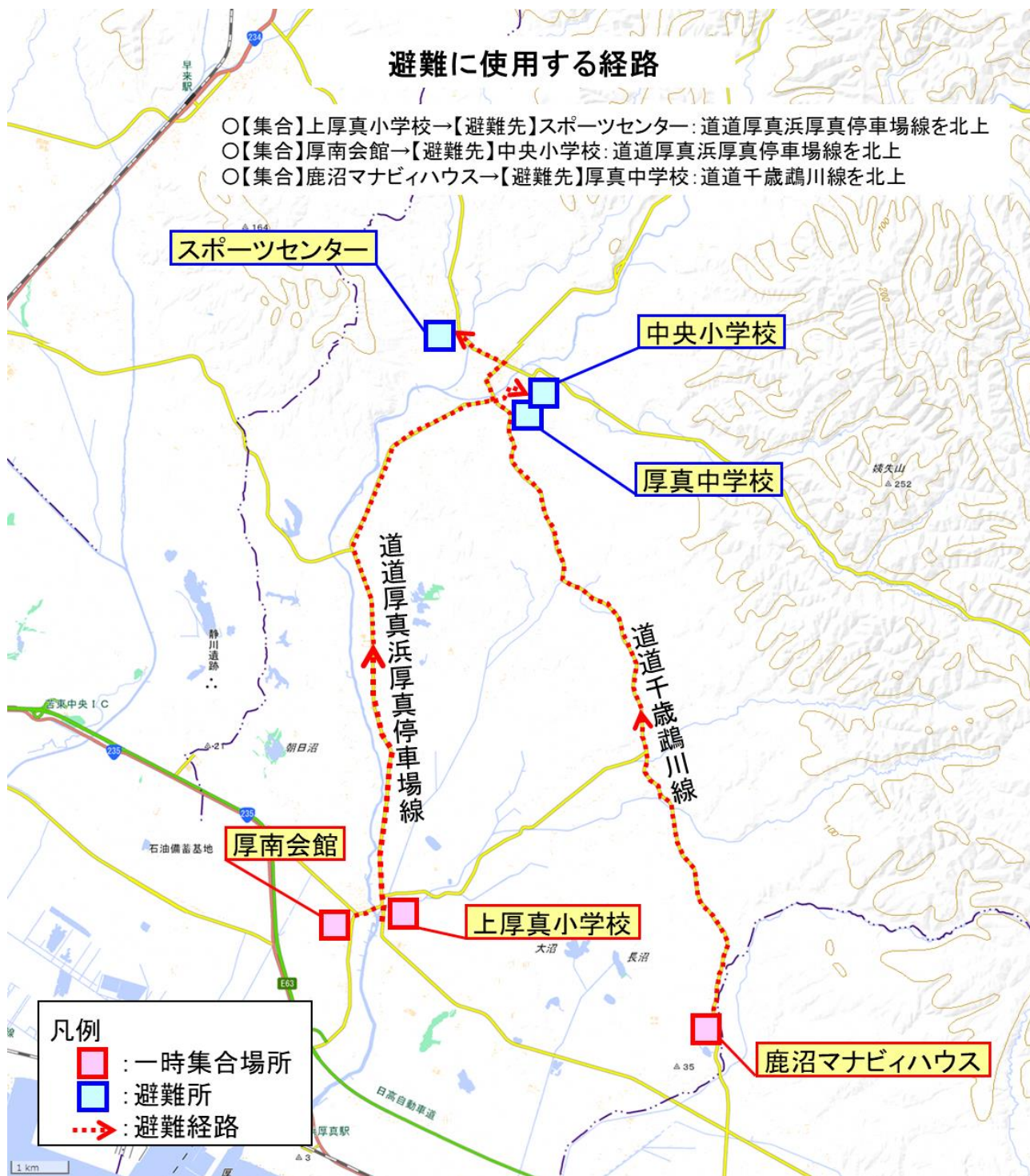
交通規制	実施者の確認	苫小牧警察署				
	規制にあたる人数	10人程度				
	規制場所	各集合場所出入口付近、避難先施設出入口付近等 別紙第3「交通規制・警備体制」				
警備体制	実施者の確認	苫小牧警察署				
	規制にあたる人数	10人程度				
	警備場所	交通規制を行った付近で警備を行う。 別紙第3「交通規制・警備体制」				
8 避難誘導方法						
8-1 避難（輸送）方法						
	地区	共和	上厚真	厚和	浜厚真	鯉沼 鹿沼
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各地区の班等及び事業所の単位				
	輸送手段	徒歩又は自家用車				
	避難先	厚南会館		上厚真小学校		鹿沼マヒイワス
	集合時間	D日11:00				
	その他（誘導責任者等）	町職員その他、各自治会、事業所の代表者による避難人員の把握				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各地区の班等及び事業所の単位ごと輸送車両への乗車				
	輸送手段	バス又は自衛隊車両等				
	避難経路	第7項の避難経路による。				
	避難先	中央小学校		スポーツセンター		厚真中学校
	避難完了予定日時	D日13:00				
	その他（誘導責任者等）	町職員その他、各自治会、事業所の代表者による避難人員の把握				
避難行動要支援者の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応				
	避難行動要支援者への支援事項	身体状況に応じ個別に対応				
	輸送手段	バス等での避難が困難な自力歩行困難者等は、救護対策部による介護等特殊車両の要請のほか、自衛隊への支援要請を行う。				
	避難経路	第7項の避難経路による。				
	避難先	中央小学校（福祉避難所）とするも、特殊環境が必要な場合、救護対策部による他施設への受け入れ要請等				
	避難開始日時	中央小学校（福祉避難所）とするも、特殊環境が必要な場合、救護対策部による他施設への受け入れ要請等を行う。				
	避難完了予定日時	D日15:00				
8-2 職員の配置方法						
<p>(1) 町対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>(2) 派遣する職員は、選定後、別途示す。</p> <p>(3) 避難誘導の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。</p> <p>また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は町対策本部との連絡を行う。</p>						
	配置場所	別紙4「職員配置場所」				
	人数	現地調整所：2名、各集合場所：3名、各避難所：3名、連絡所：2名				
	現地調整所等	現地調整所：着弾地点西側（車両開設）、連絡所：厚南会館事務所内				
8-3 残留者の確認方法						
	確認者	町職員、消防、消防団（2人1組を12コ班編成し、各地区2組で巡回確認）				
	時期	Y月D日11:00開始				
	場所	共和、上厚真、厚和、浜厚真、鯉沼、鹿沼地区				
	方法	車両による戸別訪問及び防災行政無線による呼びかけ				
	措置	残留者に避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。				
	終了予定日時	Y月D日15:00までを予定				
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法						

食事時期	避難施設にて提供
食事場所	各避難施設
提供する食事の種類	備蓄食料（レトルト、アルファ化米、パンなど）
実施担当部署	救護対策部
8-5 追加情報の伝達方法	防災行政無線、連絡員による伝達等
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<p>(1) 避難時は、金銭、貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</p> <p>(2) 出火防止対策を行い、施錠等を行う。</p> <p>(3) 隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難する。</p>	
事態の特性	
<p>(1) 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力最小限にして、手袋、帽子、ゴーグル、雨衣等の着用、マスクやハンカチ・タオル等で口及び鼻を塞ぐなどして直接外気を吸い込まないようにする。</p> <p>(2) 車両内にいる者は、可能な限り車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車の通行に妨げとならない方法とする。</p>	
時期的特性	
降雨が予想されることから、雨衣・長靴や着替えなどの準備が必要	
一時集合場所での対応	
<p>(1) 避難場所に到着した場合は、自治会長・自主防災組織長（防災リーダー）等のもとに集合する。</p> <p>(2) 汚染の恐れがある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には汚染の有無について検査を実施し、体調の変化に注意するよう呼びかけるとともに、体調が悪化したときは、専門医や災害派遣医療チーム（DMAT）等の協力を得て病院等に移送する。</p>	
10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）	
<p>(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>(2) 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>(3) 作業衣や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>(4) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱防止を図るとともに、冷静かつ、秩序正しい行動を呼びかけること。</p> <p>(5) 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力最小限にして、手袋、帽子、ゴーグル、雨衣等の着用、マスクやハンカチ・タオル等で口及び鼻を塞ぐなどして直接外気を吸い込まないようにする。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 担当職員等は、口頭伝達などにより、要避難地域の住民に避難実施要領の内容を伝達する。この場合において、爆心地に特に近接する共和地区の住民に対する伝達は、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>(2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る自治会長、自主防災組織の会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。</p> <p>(3) 担当職員等は、民生委員等、社会福祉協議会、自治会・自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>(4) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。</p> <p>(5) 非常持出品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用して情報の収集に努めるよう促す。</p>
避難実施要領の伝達先	要避難地域内の住民、事業所、施設等
職員間の連絡手段	防災行政無線、衛星電話
12 緊急時の連絡先	
厚真町 国民保護対策本部 (緊急対応事態対策本部)	電話：0145-27-2321 FAX：0145-27-2328 E-Mail：kanbou@town.atsuma.lg.jp

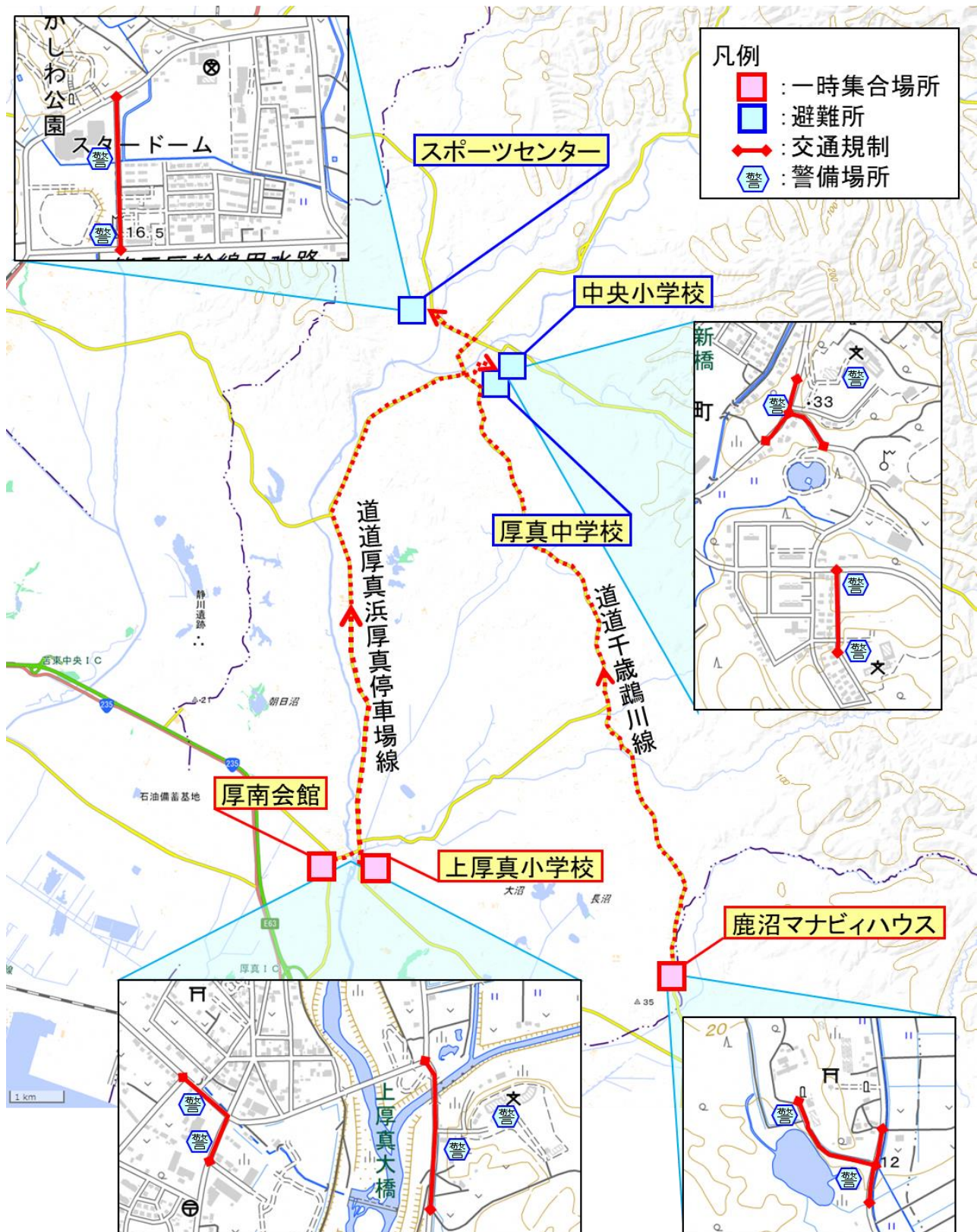


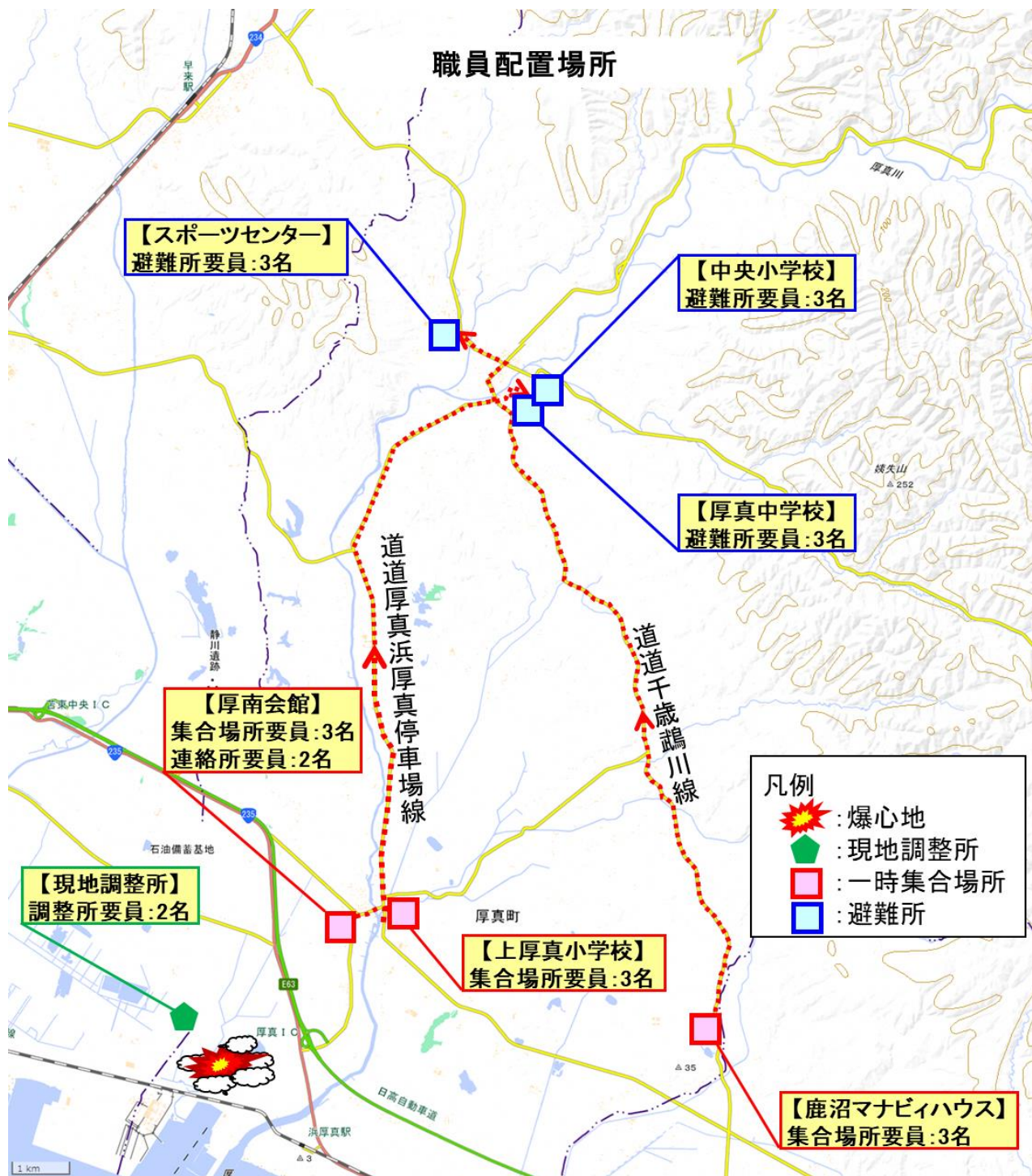
避難に使用する経路

- 【集合】上厚真小学校→【避難先】スポーツセンター：道道厚真浜厚真停車場線を北上
- 【集合】厚南会館→【避難先】中央小学校：道道厚真浜厚真停車場線を北上
- 【集合】鹿沼マナビィハウス→【避難先】厚真中学校：道道千歳鷓川線を北上



交通規制・警備体制





2 航空機による攻撃

(1) 航空機の飛来及び爆発物の投下が予測される事態

ア 事案の特徴等

(ア) 特徴

- a 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- b 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。また、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- c 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(イ) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

イ 避難実施要領のパターン

(ア) 事案の想定（想定シナリオ）

a 全般

- (a) X年Y月D－7日以降、政府はC国の航空部隊軍事拠点における爆撃機の集結及び領空侵犯による航空偵察の活発化の兆候から、我が国への航空攻撃を警戒しているものの、攻撃目標及び攻撃時期等については、特定することが極めて困難な状況にある。
- (b) 政府は、兆候から航空攻撃の切迫度が高いものと判断し、国民保護法に基づき対策本部を設置するとともに、Y月D日警報を発令した。また、都道府県知事に対し避難措置を指示した。
- (c) 政府は、本事態を武力攻撃事態と認定し、都道府県及び各市町村に対し、武力攻撃事態対策本部の設置を指示した。
- (d) 町は、Y月D日09時05分、国民保護対策本部を設置し、航空機による攻撃が実施された場合に、住民が速やかに対応行動がとれるよう、警報発令に関する情報と合わせて、住民が取るべき行動について周知するとともに、関係機関との連携を確認した。
- (e) 政府は、全国の要所で自衛隊による防空作戦を展開、敵航空機の迎撃態勢を確立させた。

b 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
Y月D日 09:00	C国において航空攻撃の兆候を確認	国対策本部長が警報の発令を決定
09:05	航空機による攻撃兆候等から全国瞬時警報システム（J-ALERT）・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により警報を通知	・国対策本部長→総務大臣（消防庁）→北海道知事（道対策本部）→町長 ・防災行政無線により警報を放送伝達
09:10	あつまバス、デマンド交通めぐくん、スクールバスの運行停止	国対策本部が避難措置の指示を検討開始 道対策本部が避難の指示を検討開始
09:05	国から北海道に対し、避難措置を指示	【指示内容】 ・要避難地域：町内全域

		<ul style="list-style-type: none"> 避難に関し関係機関が講ずべき措置： <ul style="list-style-type: none"> ① 速やかに近くの堅牢な建物内に避難すること ② 実際の航空攻撃に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
09:10	北海道からの避難の指示	<p>【指示概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要避難地域：町内全域 避難に関し関係機関が講ずべき措置： <ul style="list-style-type: none"> ① 建物内にいる者は、地階や建物の中心部など安全な場所へ退避すること ② 屋外にいる者は、速やかに近くの堅牢な建物内に避難すること ③ 実際の航空攻撃に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
09:30	C国から護衛戦闘機を含む戦闘爆撃機、数十機が離陸（攻撃地域不明）	国対策本部長が警報の発令を決定
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により警報を通知	<ul style="list-style-type: none"> 国対策本部長→総務大臣（消防庁）→北海道知事（道対策本部）→町長 防災行政無線により警報を放送伝達
09:32	C国から離陸した戦闘爆撃機は、北海道の上空に接近する見込み	国対策本部長が警報の発令を決定
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により警報を通知	<ul style="list-style-type: none"> 国対策本部長→総務大臣（消防庁）→北海道知事（道対策本部）→町長 防災行政無線により警報を放送伝達

c 関係機関の対応状況

- (a) 警察による周辺の交通規制
未規制（避難誘導を優先）
- (b) 消防による警戒区域の設定
未規制（避難誘導を優先）
- (c) 交通機関

あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスは全線運行停止

(イ) 避難実施要領

<h2 style="margin: 0;">避 難 実 施 要 領</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">厚真町 町長 X年Y月D日9時10分現在</p> <h3 style="margin: 0;">屋 内 避 難</h3>	
1 北海道からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護に基づき、C国の航空攻撃が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域の住民は建物内に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。また、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止めるなど、外気からできるだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ・ラジオ、町ホームページや町SNS（LINE・Facebook）等からの情報収集に努める。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	X年Y月D日 09:10
発生場所	—
実行の主体	C国
事案の概要と被害状況	戦闘爆撃機が北海道に飛来、接近。攻撃目標は不明。投下物の内容についての情報なし。
今後の予測・影響と措置	戦闘爆撃機が本町に接近とした場合、石油コンビナート又は苫小牧

	東港区並びに苫東厚真火力発電所攻撃の公算が大である。しかしながら、攻撃目標が確認できないことから、町域全体で屋内避難を行う。また、実際に航空攻撃が実施されたときに、迅速に対応できるよう、町民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、町民の取るべき行動について周知を図る。
気象の状況	天候：曇り 気温：18℃ 風向：西 風速：5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町全域
避難先と避難誘導の方針	北海道知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、敵戦闘爆撃機飛来前には、それぞれ町民がいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	—
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、町ホームページ、町SNS（LINE・Facebook）による屋内避難指示及び経過情報の伝達 ・振興局、警察、自衛隊への本部設置連絡と投下物への対応準備及び消防への救急救護、火災対応準備を依頼
連絡調整先	胆振総合振興局地域創生部危機対策室：0143-24-9570 胆振東部消防組合消防署厚真支署：0145-26-7119 北海道札幌方面苫小牧警察署（警備課）：0144-35-0110 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊（第3科）：0123-23-5131
3 事態の特性で留意すべき事項	
1 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 2 担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 3 町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、施設管理者等に対して協力を依頼する。	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
1 非常持出品を準備するとともに、テレビ・ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。 2 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。 3 現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。 4 出火防災対策を行う。 5 危険動物の逸走対策を行う。 6 その他必要と認められる事項	
屋内にいない場合	
1 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 2 車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 3 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 4 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、町、消防又は警察に連絡する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	担当職員等は、町民に対し、防災行政無線、町ホームページ、町SNS（LINE・Facebook）、広報車による伝達や消防・消防団、自治会・自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅牢な建物等の屋内への避難が必要である旨の周知を図る。 実際に弾道ミサイルが発射され、本町の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、最大音量でのサイレン吹鳴が実施される。

避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 避難時の連絡先	
厚真町 国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部)	電 話：0145-27-2321 F A X：0145-27-2328 E-Mail：kanbou@town.atsuma.lg.jp

(2) 交通機関（航空機）による自爆テロ

ア 事案の特徴

- (ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- (イ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- (ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

イ 避難実施要領のパターン

(ア) 事案の想定（想定シナリオ）

a 全般

- (a) Z年N月、R国はU国への軍事侵攻を開始、日本政府はR国に対し、侵攻を非難するとともに、U国に対する経済的支援活動などを積極的に行っていた。
- (b) R国とU国の戦闘が継続される中、R国の軍事侵攻に同調する国際テロ組織Tは、Z年Q月以降、世界各国の要所で旅客列車駅での銃乱射、空港の襲撃占拠及びハイジャックのほか、公的機関等への爆破事案や自爆テロなど、その活動が活発化、日本政府も警戒を強めていた。
- (c) X年Y月D日、国際テロ組織Tは、K国J国際空港発－新千歳国際空港行きの民間航空機をハイジャックし、U国に対する支援をやめるよう要求するとともに、また、日本への攻撃も辞さない旨の声明を発表した。
- (d) 政府は、本事態を武力攻撃事態と認定し、都道府県及び各市町村に対し、武力攻撃事態対策本部の設置を指示した。
- (e) 町は、Y月D日09時05分、国民保護対策本部を設置し、航空機による攻撃が実施された場合に、住民が速やかに対応行動がとれるよう、警報発令に関する情報と合わせて、住民が取るべき行動について周知するとともに、関係機関との連携を確認した。

b 事態と対応の想定

時系列	状 況	対応等
Y月D日 09:00	国際テロ組織Tによるハイジャック及び犯行 声明を確認	国対策本部長が警報の発令を決定
09:05	航空機による攻撃の可能性から全国瞬時警報 システム（J-ALERT）・緊急情報ネットワー クシステム（Em-Net）等により警報を通知	・国対策本部長→総務大臣（消防庁）→北海 道知事（道対策本部）→町長 ・防災行政無線により警報を放送伝達
09:10	あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スク ールバスの運行停止	国対策本部が避難措置の指示を検討開始 道対策本部が避難の指示を検討開始
09:05	国から北海道に対し、避難措置を指示	【指示内容】 ・要避難地域：町内全域 ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 速やかに近くの堅牢な建物内に避難 すること ② 実際の航空攻撃に備え、警報の発令に関 する情報に注意すること
09:10	北海道からの避難の指示	【指示概要】 ・要避難地域：町内全域 ・避難に関し関係機関が講ずべき措置：

		① 建物内にいる者は、地階や建物の中心部など安全な場所へ退避すること ② 屋外にいる者は、速やかに近くの堅牢な建物内に避難すること ③ 実際の航空攻撃に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
09:30	K国から日本領空に侵入（攻撃地域不明）	国対策本部長が警報の発令を決定
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により警報を通知	・国対策本部長→総務大臣（消防庁）→北海道知事（道対策本部）→町長 ・防災行政無線により警報を放送伝達
09:32	ハイジャックされた民間航空機は、北海道の上空に接近する見込み	国対策本部長が警報の発令を決定
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等により警報を通知	・国対策本部長→総務大臣（消防庁）→北海道知事（道対策本部）→町長 ・防災行政無線により警報を放送伝達

c 関係機関の対応状況

- (a) 警察による周辺の交通規制
未規制（避難誘導を優先）
- (b) 消防による警戒区域の設定
未規制（避難誘導を優先）
- (c) 交通機関

あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスは全線運行停止

(i) 避難実施要領

避 難 実 施 要 領	
厚真町 町長 X年Y月D日9時 10分現在	
屋 内 避 難	
1 北海道からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、国民保護に基づき、国際テロ組織Tの航空攻撃（テロ）が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域の住民は建物内に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。また、防災行政無線、テレビ・ラジオ、町ホームページや町SNS（LINE・Facebook）等からの情報収集に努める。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	X年Y月D日 09:10
発生場所	—
実行の主体	C国
事案の概要と被害状況	ハイジャック機が北海道に飛来、接近。攻撃目標等の情報なし。
今後の予測・影響と措置	ハイジャック機が本町に接近とした場合、石油コンビナート又は苫小牧東港区並びに苫東厚真火力発電所攻撃の公算が大である。しかしながら、攻撃目標が確認できないことから、町域全体で屋内避難を行う。また、実際に航空攻撃が実施されたときに、迅速に対応できるよう、町民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、町民の取るべき行動について周知を図る。
気象の状況	天候：曇り 気温：18℃ 風向：西 風速：5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町全域
避難先と避難誘導の方針	北海道知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、敵戦闘爆撃機飛来前には、それぞれ町民がいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等の

	屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。
避難開始日時	—
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、町ホームページ、町SNS（LINE・Facebook）による屋内避難指示及び経過情報の伝達 ・振興局、警察、自衛隊への本部設置連絡と投下物への対応準備及び消防への救急救護、火災対応準備を依頼
連絡調整先	胆振総合振興局地域創生部危機対策室：0143-24-9570 胆振東部消防組合消防署厚真支署：0145-26-7119 北海道札幌方面苫小牧警察署（警備課）：0144-35-0110 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊（第3科）：0123-23-5131
3 事態の特性で留意すべき事項	
1 自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 2 担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 3 町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、施設管理者等に対して協力を依頼する。	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
1 非常持出品を準備するとともに、テレビ・ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。 2 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りするなど外気を遮断する。 3 現在の場所から別の場所へ避難する場合には、施錠等を行う。 4 出火防災対策を行う。 5 危険動物の逸走対策を行う。 6 その他必要と認められる事項	
屋内にいない場合	
1 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 2 車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 3 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 4 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、町、消防又は警察に連絡する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	担当職員等は、町民に対し、防災行政無線、町ホームページ、町SNS（LINE・Facebook）、広報車による伝達や消防・消防団、自治会・自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅牢な建物等の屋内への避難が必要である旨の周知を図る。 実際に弾道ミサイルが発射され、本町の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、最大音量でのサイレン吹鳴が実施される。
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 避難時の連絡先	
厚真町 国民保護対策本部 （緊急対処事態対策本部）	電話：0145-27-2321 FAX：0145-27-2328 E-Mail：kanbou@town.atsuma.lg.jp

3 ゲリラや特殊部隊による攻撃

(1) 事案の特徴等

ア 特徴

- (ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- (イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。また、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町（消防機関を含む。）と北海道、警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、北海道知事の緊急通報の発令、町長又は北海道知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(2) 避難実施要領のパターン

ア 武装集団によるテロ（立て籠もり）

(ア) 事案の想定（想定シナリオ）

a 全般

- (a) Z年N月、R国はU国への軍事侵攻を開始、日本政府はR国に対し、侵攻を非難するとともに、U国に対する経済的支援活動などを積極的に行っていた。
- (b) R国とU国の戦闘が継続される中、R国の軍事侵攻に同調する国際テロ組織Tは、Z年Q月以降、世界各国の要所で旅客列車駅での銃乱射、空港の襲撃占拠及びハイジャックのほか、公的機関等への爆破事案や自爆テロなど、その活動が活発化、日本政府も警戒を強めていた。
- (c) X年Y月D日、新千歳空港敷地内において、不審な車両3両を確認した警戒巡視中の警察官が、職務質問をしようとして接近したところ、自動小銃をもった外国人らしき数人が発砲してきた。うち車両1両を制圧したが、残り2両は逃走した。
- (d) 制圧した車両1両と負傷して倒れていた外人3人を調べたところ、車両には多数の爆発物と火器が積載されていた。逃走した2両も同様の物が積載されていると考えられる。
- (e) 警察の追跡を振り切り逃走した武装グループは、爆発物を所持し、町民と役場職員数十名を人質に役場支所（厚南会館）に立て籠もり、日本で逮捕拘束されている同胞の解放を要求。銃を乱射するなどして、要求が認められなければ、人質を含め役場支所（厚南会館）を爆破する旨を主張している。
- (f) 政府は、本事態を武力攻撃事態と認定し、北海道及び厚真町に対し、武力攻撃事態対策本部の設置を指示した。
- (g) 町は、Y月D日11時10分、国民保護対策本部を設置し、武装グループによる攻撃が実施された場合に、住民が速やかに対応行動がとれるよう、警報発令に関する情報と合わせて、住民が取るべき行動について周知するとともに、関係機関との連携を確認した。

b 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
Y月D日 10:00	爆発物及び火器を所持した武装グループによる役場支所（厚南会館）への立て籠もりを確認	警察による周辺の現場包囲と交通規制
11:00	武装グループは、人質を楯に同胞の解放を要求、周辺に銃を乱射するなどして威嚇	国は武力攻撃事態に認定 警察は特殊部隊による救出を検討
11:30	あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスの運行停止	国対策本部が避難措置の指示を検討開始 道対策本部が避難の指示を検討開始 町は現地調整所を上厚真小学校に開設準備。また、住民の避難について検討開始
12:00	国から北海道に対し、避難措置を指示	【指示内容】 ・要避難地域：支所（厚南会館）から半径 500m の地域 ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 避難方向、経路に注意する ② 要配慮者の避難については、特段の配慮を行うこと
12:30	北海道からの避難の指示	【指示概要】 ・要避難地域： ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： ① 避難に使用する車両は自衛隊車両を含め調整 ② 避難方向は3方向で避難 ・避難施設：スポーツセンター ・主要避難経路： ① 豊川上厚真線～豊川橋～道道厚真浜厚真停車場線～道道千歳鷗川線～本郷通り線 ② 道道厚真浜厚真停車場線～共和線～厚南第13号線～道道上厚真苫小牧線～豊川共和線～道道豊川遠浅停車場線～豊川橋～道道厚真浜厚真停車場線～道道千歳鷗川線～本郷通り線 ・避難手段：バス、自衛隊車両
13:00	避難実施要領の作成完了	防災行政無線及び町ホームページ・SNSによる住民への周知 関係機関等への実施要領の説明、役割分担及び現地への派遣、避難誘導態勢の構築住民の避難開始（16時避難完了予定）
	住民の避難開始	避難誘導、要配慮者の避難対応

c 関係機関の対応状況

- (a) 警察による周辺の交通規制
支所（厚南会館）から半径 500m 外の道路で爆発の危険のない範囲で交通規制
- (b) 消防による警戒区域の設定
支所（厚南会館）から半径 500m 外の範囲を消防警戒区域として設定
- (c) 交通機関
あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスは全線運行停止

(イ) 避難実施要領

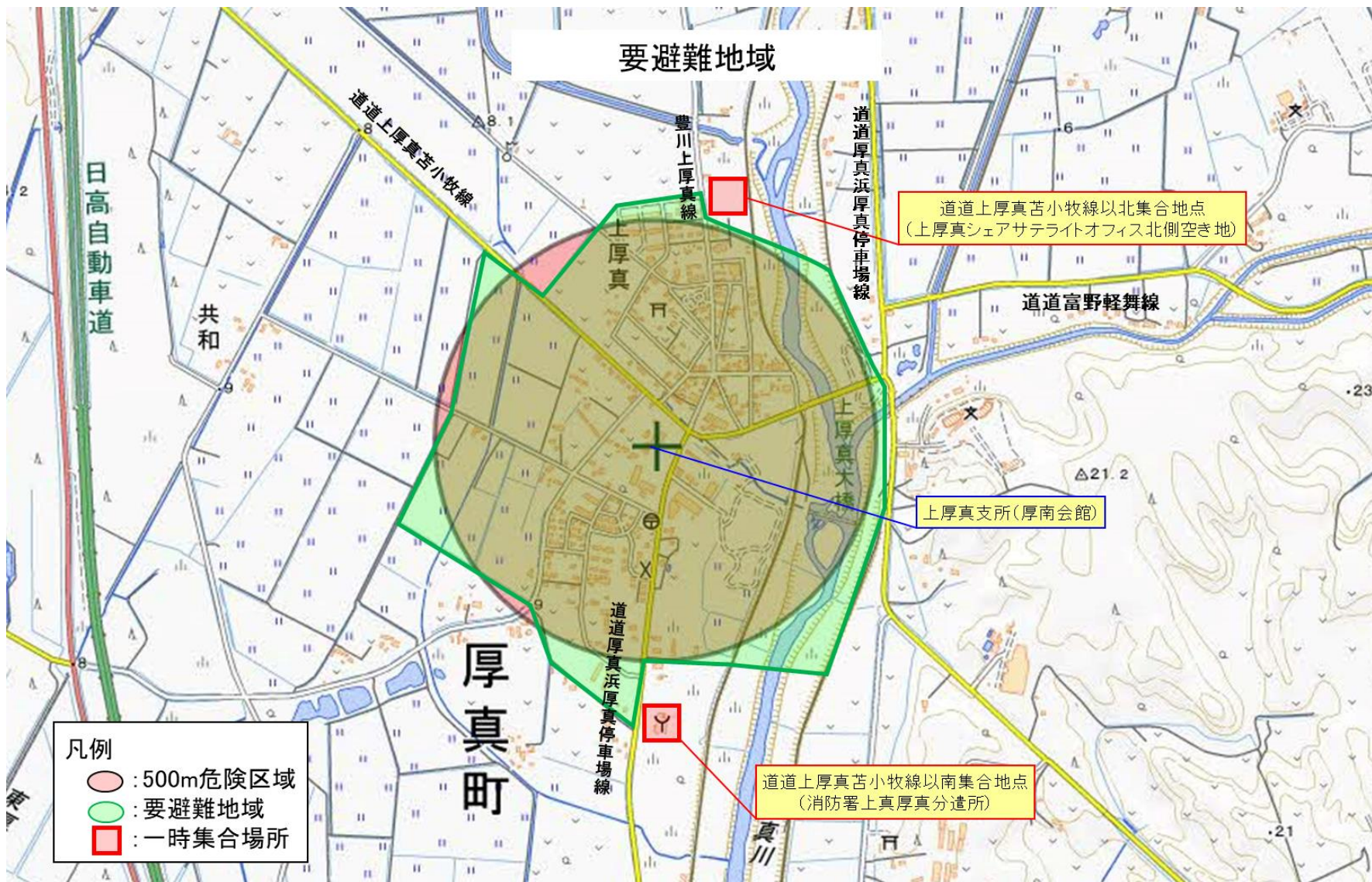
避 難 実 施 要 領	
厚真町 町長 X年Y月D日 13時00分現在	
町 域 内 避 難	
1 北海道からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、国民保護に基づき、武装集団によるテロ攻撃と認定し、避難措置の指示を行った。要避難地域の住民は、事態が収拾し、安全が確保されるまでの間、町内の一時避難場所に避難する。また、防災行政無線、テレビ・ラジオ、町ホームページや町SNS（LINE・Facebook）等からの情報収集に努める。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	X年Y月D日 10:00
発生場所	支所（厚南会館）
実行の主体	武装グループ（細部不明）
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・警察の追跡から逃走した武装グループは、爆破物を所持し、町民と役場職員数十名を人質に役場支所（厚南会館）に立て籠もり、日本で逮捕拘束されている同胞の解放を要求。 ・銃を乱射するなどして、要求が認められなければ、人質を含め役場支所（厚南会館）を爆破する旨を主張。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・武装グループの要求が認められない場合、人質を道連れに自爆する可能性があり、爆発物が爆発すると半径300mは被害が及ぶと推測 ・爆発物のほか、自動小銃等の軽火器を所持しているため、半径500mは銃弾の到達危険範囲と推測
気象の状況	天候：曇り 気温：18℃ 風向：西 風速：5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	支所（厚南会館）を中心に半径500m以内の地域 別紙第1「要避難地域」
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・支所（厚南会館）を中心に半径500mの道道上厚真苫小牧線以北及び以南地域に区分し、以北は上厚真シェアサテライトオフィス北側空き地及び以南は消防署上厚真分遣所を避難住民の集合場所として避難させる。 ・上厚真地区の住民683名に対して、本日16:00を目途に、厚真町スポーツセンター及び中央小学校（福祉避難所）へ一時避難させる。 ・集合場所へは、徒歩を原則とする。
避難開始日時	X年Y月D日 13:30
避難完了予定日時	X年Y月D日 16:00
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、町ホームページ、町SNS（LINE・Facebook）による避難指示情報の伝達 ・警察：武装グループ立て籠もりからの人質救出及び爆破物処理対応及び要避難地域周辺道路の交通規制 ・消防：支所（厚南会館）を中心に半径500mを消防警戒区域として設定するとともに、上厚真シェアサテライトオフィス北側空き地及び消防署上厚真分遣所に、火災等への対応のため、消防車両を配備 ・自衛隊車両を支援を受け、避難住民の輸送に対応 ・あつまバス、デマンド交通めぐくん、スクールバスの運行停止
連絡調整先	<p>本避難の実施要領は、町対策本部から北海道、消防、警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>北海道対策本部：道リエソンを2名派遣 現地調整所：町職員2名を派遣</p> <p>※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡・調整のため町職員</p>

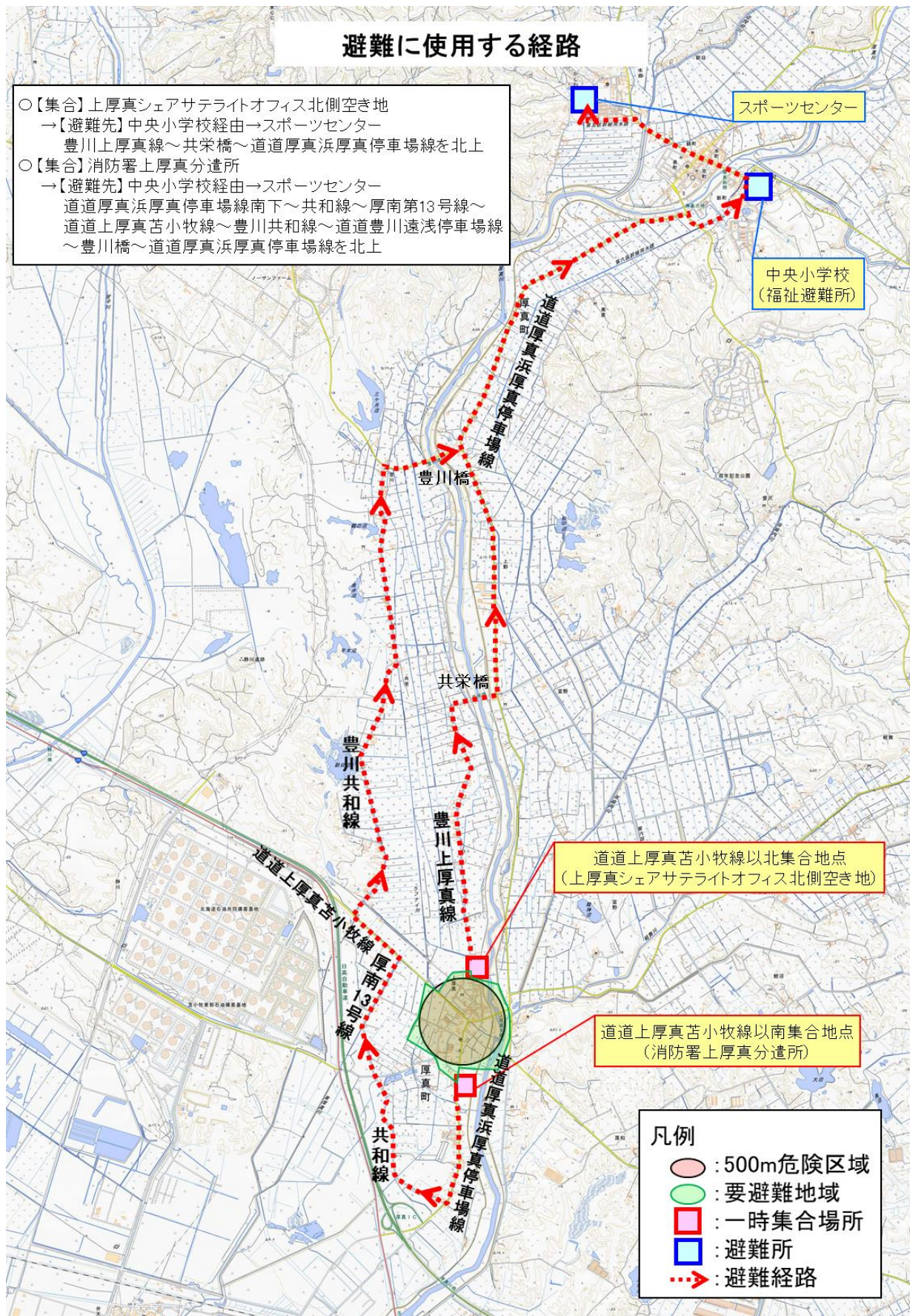
	を派遣 関係機関： 胆振総合振興局地域創生部危機対策室：0143-24-9570 胆振東部消防組合消防署厚真支署：0145-26-7119 北海道札幌方面苫小牧警察署（警備課）：0144-35-0110 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊（第3科）：0123-23-5131 ※状況が変化した場合等、関係部署間等において緊急に連絡を取る必要が生じた時は、別途示す連絡表を活用する。		
3 事態の特性で留意すべき事項			
事態の特性	事態の悪化、状況の急変等により、危険性が高まる可能性があることから、努めて早期に避難完了する必要がある。		
地域の特性	支所（厚南会館）周辺には、認定こども園や物販店舗等があり、また、要配慮者の避難には、自治会と連携を図りつつ、介助者を派遣して避難を行う必要がある。		
時期による特性	低気圧の影響により、降雨の可能性はある。		
4 避難者数（人）			
地区名	上厚真		合計
避難者数（計）	683		683
うち避難行動要支援者数	62		62
うち外国人等の数	23		23
5 避難施設			
5-1 避難施設			
避難先地域	上厚真	上厚真	
避難施設名	スポーツセンター	中央小学校(福祉避難所)	
所在地	厚真町字本郷 234-6	厚真町新町 92-1	
収容可能人数（人）	680	1,770	
連絡先（電話等）	0145-27-3775	0145-27-2432	
連絡担当者	町：教育避難所対策部 施設：	町：教育避難所対策部 施設：	
その他の留意事項等	アリーナのみ		
5-2 一時集合場所			
一時集合場所名	上厚真シェアサテライトオフィ ス北側空き地	消防署上厚真分遣所	
所在地	字上厚真 10-16	字上厚真 244-11	
連絡先（電話等）	衛星電話	0145-28-2119	
連絡担当者	町：産業対策部	町：産業対策部	
その他の留意事項等	道道上厚真苫小牧線以北の地区 住民の集合	道道上厚真苫小牧線以南の地区住 民の集合	
6 避難手段			
(1) 集合場所への移動：原則として徒歩により行う。 (2) 担当職員は、地域の自治会・自主防災組織等の協力が得られるように努める。 (3) 避難場所には、地区ごとに、各世帯、事業所単位で移動する。 (4) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。 (5) 町民以外の滞在者の避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。			
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（自衛隊による人員輸送支援）		
輸送手段の詳細	種類（車種等）	バス、自衛隊車両等	
	台数	調整により確保	
	輸送可能人数	輸送車両の調整による。	
	連絡先	町：産業対策部（現地） 総括部本部運営班（本部） 支援：バス会社、自衛隊リエゾン又は現地担当者	

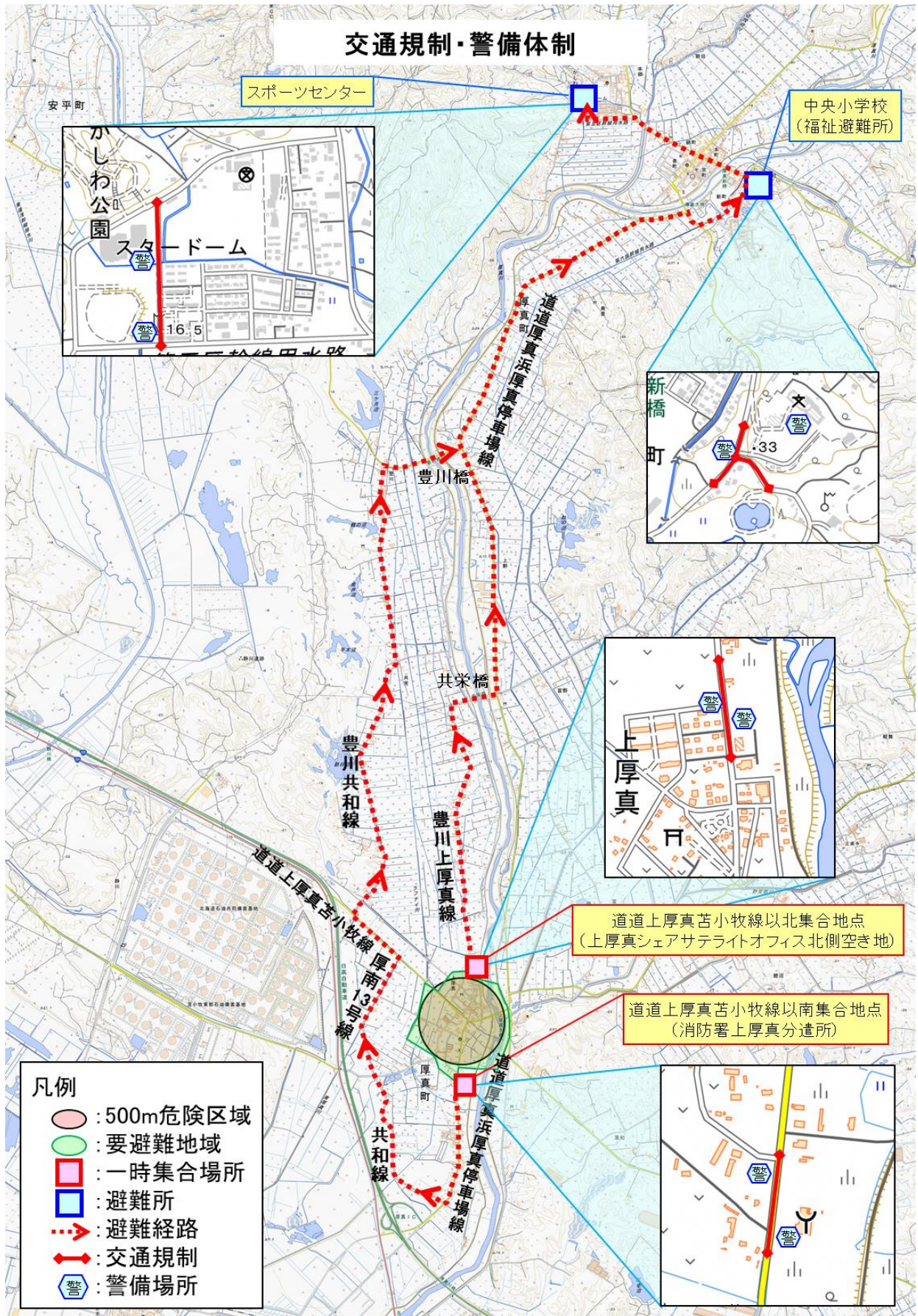
輸送力の配分の考え方	各避難先場所ごとに輸送車両を配分するとともに、ピストン輸送を行う。	
その他輸送手段	避難行動要支援者	バス等での避難が困難な自力歩行困難者等は、救護対策部による介護等特殊車両の要請のほか、自衛隊への支援要請を行う。
	その他 (入院患者等)	同上
7 避難経路		
避難に使用する経路	別紙第2「避難に使用する経路」	
交通規制	実施者の確認	苫小牧警察署
	規制にあたる人数	10人程度
	規制場所	各集合場所出入口付近、避難先施設出入口付近等 別紙第3「交通規制・警備体制」
警備体制	実施者の確認	苫小牧警察署
	規制にあたる人数	10人程度
	警備場所	交通規制を行った付近で警備を行う。 別紙第3「交通規制・警備体制」
8 避難誘導方法		
8-1 避難（輸送）方法		
	地区	上厚真
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各地区の班等及び事業所の単位
	輸送手段	徒歩
	避難先	スポーツセンター又は中央小学校（福祉避難所）
	集合時間	D日 13:30
	その他（誘導責任者等）	町職員その他、各自治会、事業所の代表者による避難人員の把握
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各地区の班等及び事業所の単位ごと輸送車両への乗車
	輸送手段	バス又は自衛隊車両等
	避難経路	第7項の避難経路による。
	避難先	スポーツセンター又は中央小学校（福祉避難所）
	避難完了予定日時	D日 16:00
	その他（誘導責任者等）	町職員その他、各自治会、事業所の代表者による避難人員の把握
避難行動要支援者の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応
	避難行動要支援者への支援事項	身体状況に応じ個別に対応
	輸送手段	バス等での避難が困難な自力歩行困難者等は、救護対策部による介護等特殊車両の要請のほか、自衛隊への支援要請を行う。
	避難経路	第7項の避難経路による。
	避難先	中央小学校（福祉避難所）とするも、特殊環境が必要な場合、救護対策部による他施設への受け入れ要請等
	避難開始日時	中央小学校（福祉避難所）とするも、特殊環境が必要な場合、救護対策部による他施設への受け入れ要請等を行う。
	避難完了予定日時	D日 16:00
8-2 職員の配置方法		
<p>(1) 町対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>(2) 派遣する職員は、選定後、別途示す。</p> <p>(3) 避難誘導の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。</p> <p>また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は町対策本部との連絡を行う。</p>		
配置場所	別紙4「職員配置場所」	

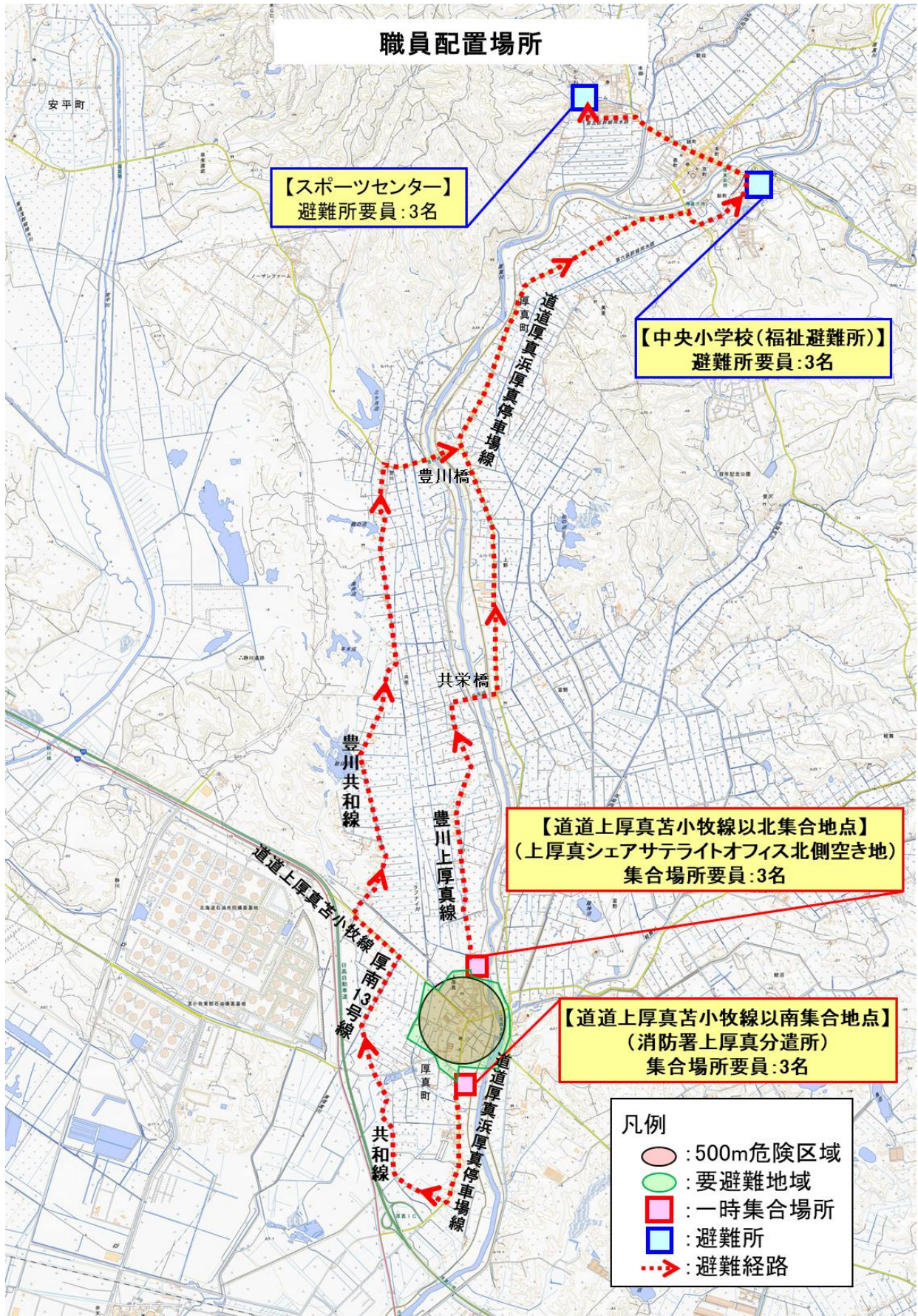
人数	現地調整所：2名、各集合場所：3名、各避難所：3名
現地調整所等	現地調整所：上厚真小学校会議室
8-3 残留者の確認方法	
確認者	町職員、消防、消防団（2人1組を4コ班編成し、各地区2組で巡回確認）
時期	Y月D日 13:30 開始
場所	上厚真地区の道道上厚真苫小牧線以北地域及び以南地域
方法	車両による戸別訪問及び防災行政無線による呼びかけ
措置	残留者に避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。
終了予定日時	Y月D日 16:00 までを予定
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難施設にて提供
食事場所	各避難施設
提供する食事の種類	備蓄食料（レトルト、アルファ化米、パンなど）
実施担当部署	救護対策部
8-5 追加情報の伝達方法	防災行政無線、連絡員による伝達等
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
(1) 避難時は、金銭、貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。	
(2) 出火防止対策を行い、施錠等を行う。	
(3) 隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難する。	
事態の特性	
事態の悪化、状況の急変等により、危険性が高まる可能性があることから、努めて早期に避難完了する必要がある。	
時期的特性	
降雨が予想されることから、雨衣・長靴や着替えなどの準備が必要	
一時集合場所での対応	
(1) 避難場所に到着した場合は、自治会長・自主防災組織長（防災リーダー）等のもとに集合する。	
(2) 汚染の恐れがある者には、自ら申告させるよう努める。この場合において、申告者には汚染の有無について検査を実施し、体調の変化に注意するよう呼びかけるとともに、体調が悪化したときは、消防の協力を得て病院等に移送する。	
10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）	
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。	
(2) 特殊標章等を携帯すること。	
(3) 作業衣や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。	
(4) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱防止を図るとともに、冷静かつ、秩序正しい行動を呼びかけること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	(1) 担当職員等は、口頭伝達などにより、要避難地域の住民に避難実施要領の内容を伝達する。 (2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る自治会長、自主防災組織の会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。 (3) 担当職員等は、民生委員等、社会福祉協議会、自治会・自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。 (4) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。 (5) 非常持出品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用して

	情報の収集に努めるよう促す。
避難実施要領の伝達先	要避難地域内の住民、事業所、施設等
職員間の連絡手段	防災行政無線、衛星電話
12 緊急時の連絡先	
厚真町 国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部)	電 話：0145-27-2321 F A X：0145-27-2328 E-Mail：kanbou@town.atsuma.lg.jp









イ 石油コンビナート施設への攻撃

(7) 事案の想定 (想定シナリオ)

a 全般

- (a) X年Y月D日 06:00 頃、苫小牧市弁天地区 (安平川左岸地域) において、国籍不明の潜水艇が座礁しているのを釣り人が発見し、警察に通報
- (b) 同日 09:00 頃、苫東厚真火力発電所において時限爆弾を警備員が発見し、警察に通報
- (c) 同日 10:00 頃、警戒・捜索に当たっていた警察が、武装工作員を発見し、敵と交戦
- (d) 政府は、本事態を武力攻撃事態と認定し、北海道及び厚真町に対し、武力攻撃事態対策本部の設置を指示した。
- (e) 町は、同日 10:30、国民保護対策本部を設置し、武装工作員による石油コンビナート基地への攻撃が実施された場合に爆発・炎上等の危険性があることから、住民が速やかに対応行動がとれるよう、警報発令に関する情報と合わせて、住民が取るべき行動について周知するとともに、関係機関との連携を確認した。

b 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
Y月D日 06:00	苫小牧市弁天地区 (安平川左岸地域) において、国籍不明の潜水艇が座礁しているのを釣り人が発見	警察に通報 警察による周辺の警戒、捜索
09:00	苫東厚真火力発電所において時限爆弾を警備員が発見	警察に通報。警察の爆破物処理を手配
10:00	警戒、捜索に当たっていた武装工作員を石油コンビナート基地南側で発見と同時に一部が交戦	国は武力攻撃事態に認定 警察は特殊部隊を準備
10:30	あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスの運行停止	国対策本部が避難措置の指示を検討開始 道対策本部が避難の指示を検討開始 町は、住民の避難について検討開始
11:30	国から北海道に対し、避難措置を指示	【指示内容】 ・要避難地域：石油コンビナート基地を中心に、半径 5km の地域 ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： ①避難方向、経路に注意する ②要配慮者の避難については、特段の配慮を行うこと
12:00	北海道からの避難の指示	【指示概要】 ・要避難地域： ・避難に関し関係機関が講ずべき措置： 避難に使用する車両は自衛隊車両を含め調整 ・避難施設：スポーツセンター、厚真中学校、中央小学校 (福祉避難所) ・主要避難経路：道道厚真浜厚真停車場線 ・避難手段：バス、自衛隊車両
12:30	避難実施要領の作成完了	防災行政無線及び町ホームページ・SNSによる住民への周知 関係機関等への実施要領の説明、役割分担及び現地への派遣、避難誘導態勢の構築住民の避難開始 (16時避難完了予定)
	住民の避難開始	避難誘導、要配慮者の避難対応

c 関係機関の対応状況

- (a) 警察による周辺の交通規制
石油コンビナート基地中心に半径 5km 外の道道豊川遠浅停車場線以南～軽舞川・野安部川交点～長沼川～太平洋沿岸までを結んだ範囲を交通規制
- (b) 消防による警戒区域の設定
石油コンビナート基地中心に半径 5km の範囲を消防警戒区域として設定
- (c) 交通機関
あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスは全線運行停止

(イ) 避難実施要領

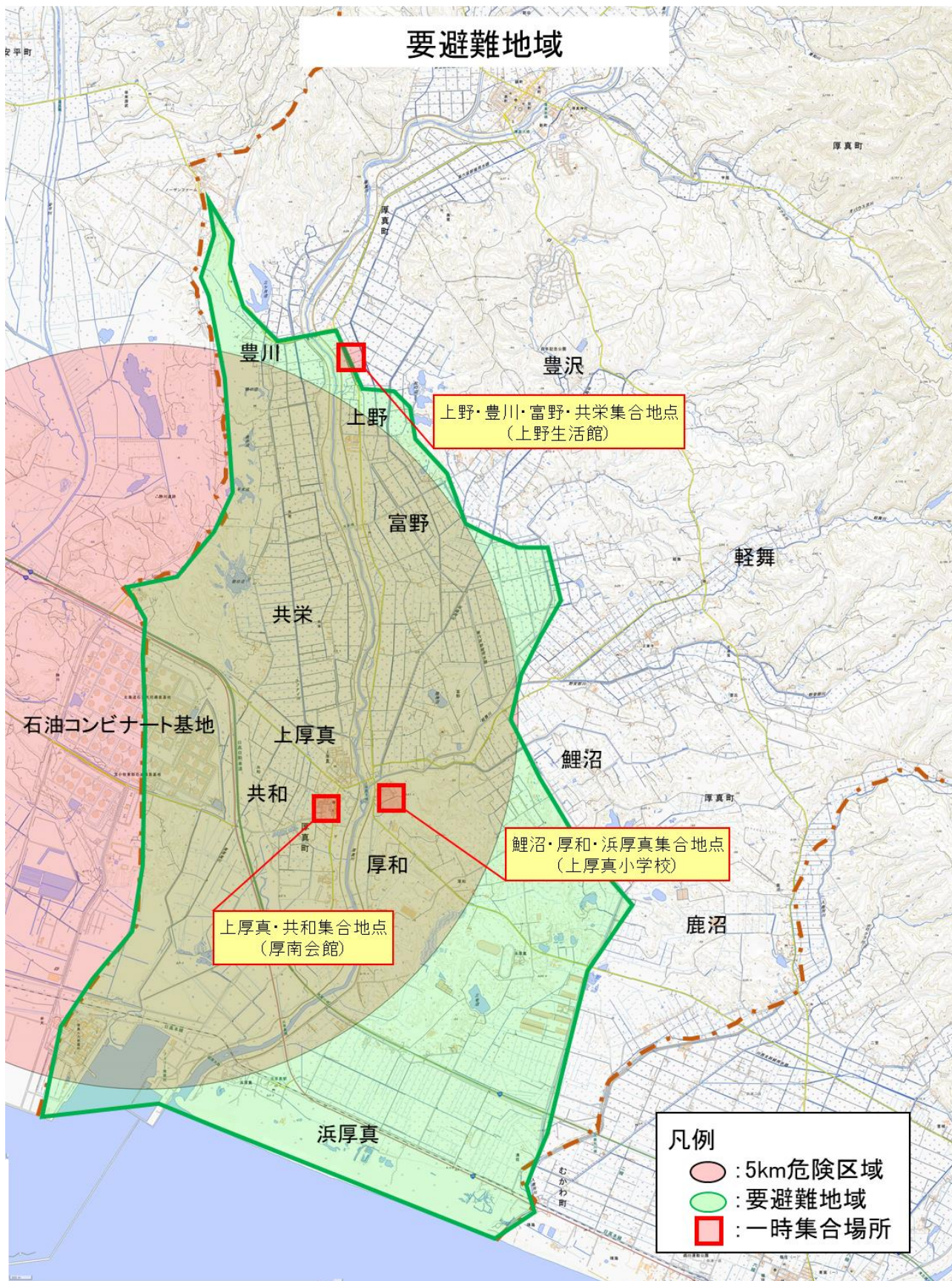
避 難 実 施 要 領	
厚真町 町長 X年Y月D日 12時30分現在	
町 域 内 避 難	
1 北海道からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、国民保護に基づき、武装工作員によるテロ攻撃と認定し、避難措置の指示を行った。要避難地域の住民は、事態が収拾し、安全が確保されるまでの間、町内の一時避難場所に避難する。また、防災行政無線、テレビ・ラジオ、町ホームページや町SNS（LINE・Facebook）等からの情報収集に努める。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	X年Y月D日 10:00
発生場所	石油コンビナート基地
実行の主体	武装工作員（細部不明）
事案の概要と被害状況	<p>本日 06:00 頃、苫小牧市弁天地区（安平川左岸地域）において、国籍不明の潜水艇の座礁しているのを釣り人が発見し、警察に通報。</p> <p>同日 09:00 頃、苫東厚真火力発電所において時限爆弾を警備員が発見した。</p> <p>付近を警戒、捜索に当たっていた警察により、国籍不明の潜水艇に乗船していたとみられる9名程度の武装工作員が苫東石油備蓄基地の南側地域に潜んでいたところを警察が発見。一部（6名程度）は、錯雑地を散開し、逃走。他の一部が発砲してきたため、応射するなどして現在は対峙中</p> <p>石油コンビナート施設への爆破攻撃及び周辺の事業所・住民への危害が及び可能性が高いと認定して、国対策本部長は、緊急事態の警報を発令し、周辺地域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。</p>
今後の予測・影響と措置	・爆破攻撃により、石油タンクの爆発・火災及び毒性ガスの拡散の危険性から半径 5km は被害又は影響が及びと推測
気象の状況	天候：曇り 気温：18℃ 風向：西 風速：5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	石油コンビナート基地を中心に半径 5km の地域及びコンビナート東側一帯 別紙第1「要避難地域」
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・支所（厚南会館）、上厚真小学校及び鹿沼マナビィハウスを一時集合場所とし、町スポーツセンター、中央小学校（福祉避難所）、厚真中学校を避難所として住民を一時避難させる。 ・避難所への避難は、自家用車及び町が準備するバス等の利用により、避難させる。また、集合場所への移動は、徒歩を原則とする。
避難開始日時	X年Y月D日 13:30
避難完了予定日時	X年Y月D日 16:00
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	・防災行政無線、町ホームページ、町SNS（LINE・Facebook）によ

	<p>る避難指示情報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察：要避難地域の住民避難時の周辺道路の交通規制及び警備等 消防：上厚真分遣所は、消防資機材・車両を上野生活館まで退避・集結、厚真支署は現在地にて待機し、火災等へ対応 自衛隊車両を支援を受け、避難住民の輸送に対応 あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスの運行停止 											
連絡調整先	<p>本避難の実施要領は、町対策本部から北海道、消防、警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。 北海道対策本部：道リエゾンを2名派遣 現地調整所：町職員2名を派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡・調整のため町職員を派遣 関係機関： 胆振総合振興局地域創生部危機対策室：0143-24-9570 胆振東部消防組合消防署厚真支署：0145-26-7119 北海道札幌方面苫小牧警察署（警備課）：0144-35-0110 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊（第3科）：0123-23-5131 ※状況が変化した場合等、関係部署等において緊急に連絡を取る必要が生じた時は、別途示す連絡表を活用する。</p>											
3 事態の特性で留意すべき事項												
事態の特性	事態の悪化、状況の急変等により、危険性が高まる可能性があることから、努めて早期に避難完了する必要がある。											
地域の特性	支所（厚南会館）周辺には、認定こども園や物販店舗等があり、また、要配慮者の避難には、自治会と連携を図りつつ、介助者を派遣して避難を行う必要がある。											
時期による特性	低気圧の影響により、降雨の可能性はある。											
4 避難者数（人）												
地区名	上野	豊川	富野	共栄	上厚真	鯉沼	厚和	共和	浜厚真	合計		
避難者数（計）	67	83	94	87	683	68	57	152	57	1,348		
うち避難行動要支援者数	15	10	14	14	62	7	7	29	6	164		
うち外国人等の数	0	0	0	0	23	0	0	0	10	33		
5 避難施設												
5-1 避難施設												
避難先地域	上野、豊川、富野、共栄				各地域の避難行動要支援者				上厚真、共和、鯉沼、厚和、浜厚真			
避難施設名	スポーツセンター				中央小学校（福祉避難所）				厚真中学校			
所在地	厚真町字本郷 234-6				厚真町新町 92-1				厚真町新町 464			
収容可能人数（人）	680				1,770				1,109			
連絡先（電話等）	0145-27-3775				0145-27-2432				0145-27-2439			
連絡担当者	町：教育避難所対策部 施設：				町：教育避難所対策部 施設：				町：教育避難所対策部 施設：			
その他の留意事項等	アリーナのみ											
5-2 一時集合場所												
一時集合場所名	上野生活館				支所（厚南会館）				上厚真小学校			
所在地	字上野 280				字上厚真 219				字厚和 59-3			
連絡先（電話等）	衛星電話				0145-28-2311				0145-28-3560			
連絡担当者	町：産業対策部				町：産業対策部				町：産業対策部			
その他の留意事項等												
6 避難手段												

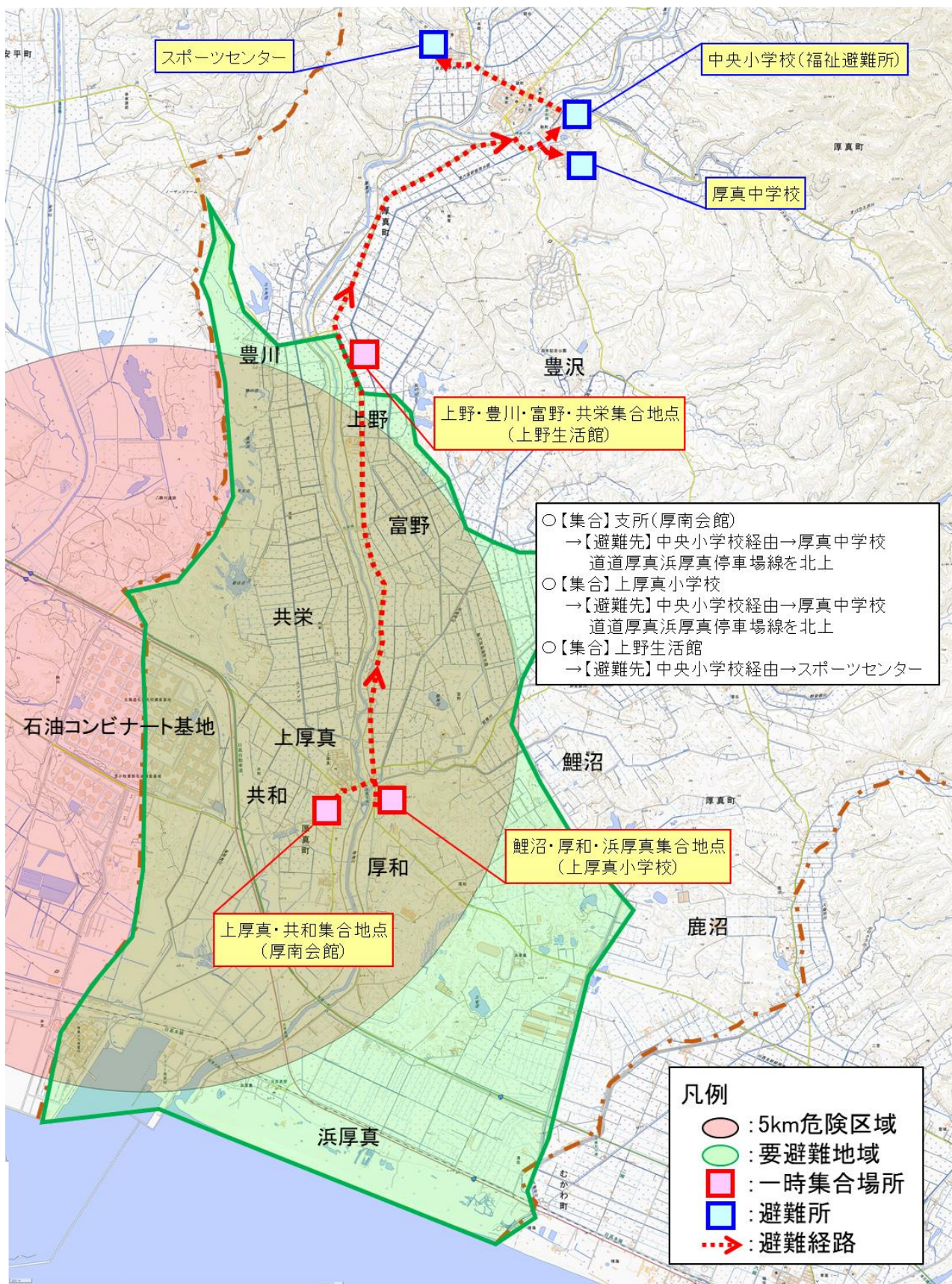
<p>(1) 集合場所への移動：原則として徒歩により行う。</p> <p>(2) 担当職員は、地域の自治会・自主防災組織等の協力が得られるように努める。</p> <p>(3) 避難場所には、地区ごとに、各世帯、事業所単位で移動する。</p> <p>(4) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。</p> <p>(5) 町民以外の滞在者の避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。</p>		
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（自衛隊による人員輸送支援）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	バス、自衛隊車両等
	台数	調整により確保
	輸送可能人数	輸送車両の調整による。
	連絡先	町：産業対策部（現地） 総括部本部運営班（本部） 支援：バス会社、自衛隊リエゾン又は現地担当者
輸送力の配分の考え方	各避難先場所毎に輸送車両を配分するとともに、ピストン輸送を行う。	
その他輸送手段	避難行動要支援者	バス等での避難が困難な自力歩行困難者等は、救護対策部による介護等特殊車両の要請のほか、自衛隊への支援要請を行う。
	その他（入院患者等）	同上
7 避難経路		
避難に使用する経路	別紙第2「避難に使用する経路」	
交通規制	実施者の確認	苫小牧警察署
	規制にあたる人数	12人程度
	規制場所	各集合場所出入口付近 避難先施設出入口付近等 別紙第3「交通規制・警備体制」
警備体制	実施者の確認	苫小牧警察署
	警備にあたる人数	12人程度（交通規制等兼務）
	警備場所	交通規制を行った付近で警備を行う。 別紙第3「交通規制・警備体制」
8 避難誘導方法		
8-1 避難（輸送）方法		
地区		上厚真
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各地区の班等及び事業所の単位
	輸送手段	徒歩
	避難先	スポーツセンター、厚真中学校又は中央小学校（福祉避難所）
	集合時間	D日 13:30
	その他（誘導責任者等）	町職員の他、各自治会、事業所の代表者による避難人員の把握
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各地区の班等及び事業所の単位ごと輸送車両への乗車
	輸送手段	バス又は自衛隊車両等
	避難経路	第7項の避難経路による。
	避難先	スポーツセンター、厚真中学校又は中央小学校（福祉避難所）
	避難完了予定日時	D日 16:00
	その他（誘導責任者等）	町職員の他、各自治会、事業所の代表者による避難人員の把握
避難行動要支援者の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応
	避難行動要支援者への支援事項	身体状況に応じ個別に対応
	輸送手段	バス等での避難が困難な自力歩行困難者等は、救護対策部による介護等特殊車両の要請のほか、自衛隊への支援要請を行う。
	避難経路	第7項の避難経路による。
	避難先	中央小学校（福祉避難所）とするも、特殊環境が必要な場合、救護対策部による他施設への受け入れ要請等
	避難開始日時	中央小学校（福祉避難所）とするも、特殊環境が必要な場合、救護対策

		部による他施設への受け入れ要請等を行う。
	避難完了予定日時	D日 16:00
8-2 職員の配置方法		
<p>(1) 町対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。</p> <p>(2) 派遣する職員は、選定後、別途示す。</p> <p>(3) 避難誘導の配置については、次に示すとおり、避難経路の要所に職員等を避難誘導員として配置するとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。この場合において連絡所には、必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。</p> <p>また、避難誘導員は、現地調整所との避難の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は町対策本部との連絡を行う。</p>		
配置場所	別紙4「職員配置場所」	
人数	現地調整所：2名 各集合場所：3名 各避難所：3名	
現地調整所等	現地調整所：上厚真小学校会議室	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員、消防、消防団 (2人1組を6コ班編成し、各地区2組で巡回確認)	
時期	Y月D日 13:30 開始	
場所	上厚真地区の道道上厚真小牧線以北地域及び以南地域	
方法	車両による戸別訪問及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。	
終了予定日時	Y月D日 16:00 までを予定	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	避難施設にて提供	
食事場所	各避難施設	
提供する食事の種類	備蓄食料(レトルト、アルファ化米、パンなど)	
実施担当部署	救護対策部	
8-5 追加情報の伝達方法		
防災行政無線、連絡員による伝達等		
9 避難時の留意事項(主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項		
基本事項		
<p>(1) 避難時は、金銭、貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</p> <p>(2) 出火防止対策を行い、施錠等を行う。</p> <p>(3) 隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難する。</p>		
事態の特性		
事態の悪化、状況の急変等により、危険性が高まる可能性があることから、努めて早期に避難完了する必要がある。		
時期的特性		
降雨が予想されることから、雨衣・長靴や着替えなどの準備が必要		
一時集合場所での対応		
<p>(1) 避難場所に到着した場合は、自治会長・自主防災組織長(防災リーダー)等のもとに集合する。</p> <p>(2) 体調の変化に注意するよう呼びかけるとともに、体調が悪化したときは、消防の協力を得て病院等に移送する。</p>		
10 誘導に際しての留意事項(職員の心得・安全確保・服装等)		
<p>(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>(2) 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>(3) 作業衣や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>(4) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱防止を図るとともに、冷静かつ、秩序正しい行</p>		

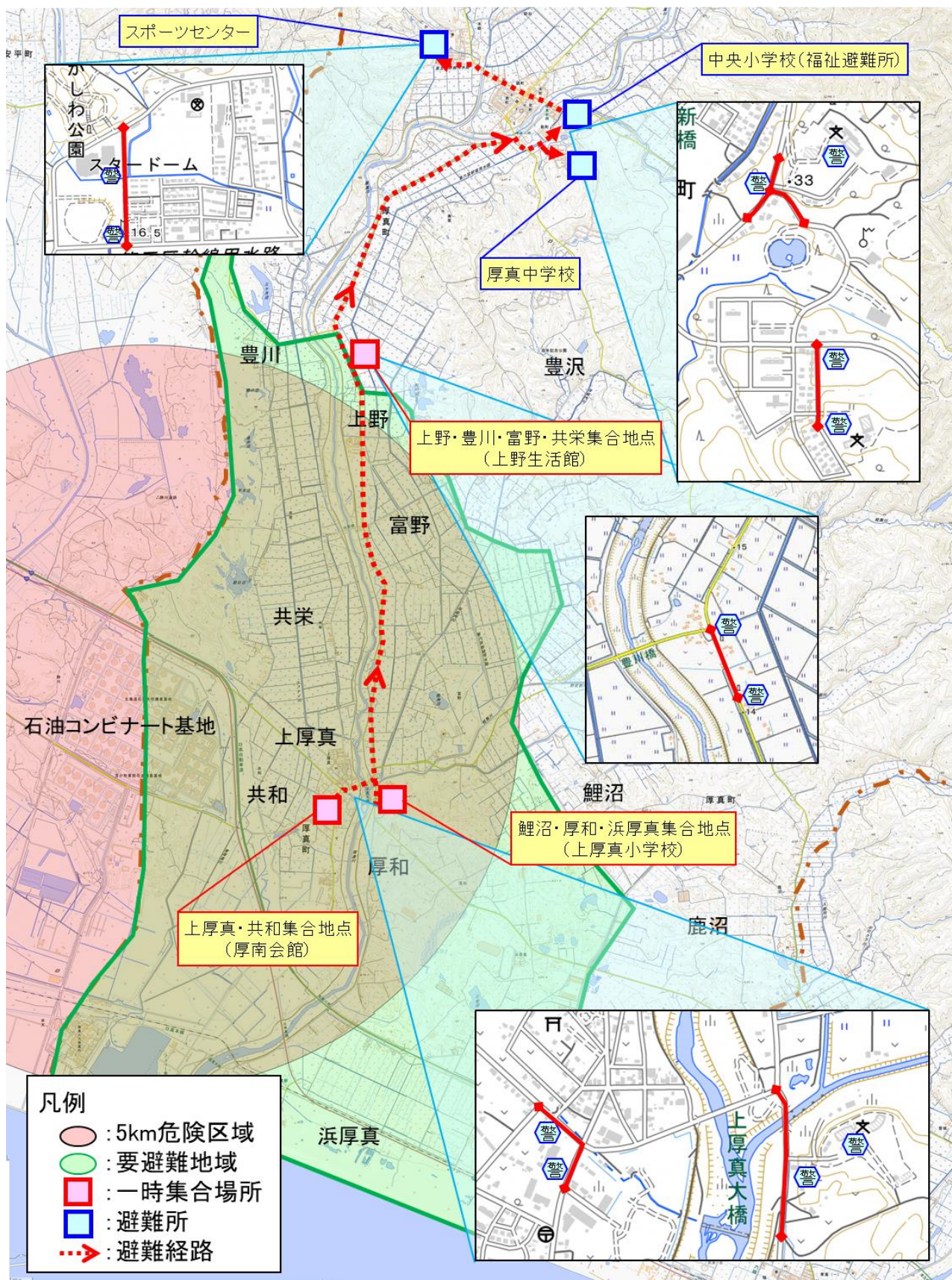
動を呼びかけること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 担当職員等は、口頭伝達などにより、要避難地域の住民に避難実施要領の内容を伝達する。</p> <p>(2) 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る自治会長、自主防災組織の会長等に情報を伝達し、住民への周知を依頼する。</p> <p>(3) 担当職員等は、民生委員等、社会福祉協議会、自治会・自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>(4) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供する。</p> <p>(5) 非常持出品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用して情報の収集に努めるよう促す。</p>
避難実施要領の伝達先	要避難地域内の住民、事業所、施設等
職員間の連絡手段	防災行政無線、衛星電話
12 緊急時の連絡先	
厚真町 国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部)	<p>電話：0145-27-2321</p> <p>FAX：0145-27-2328</p> <p>E-Mail：kanbou@town.atsuma.lg.jp</p>



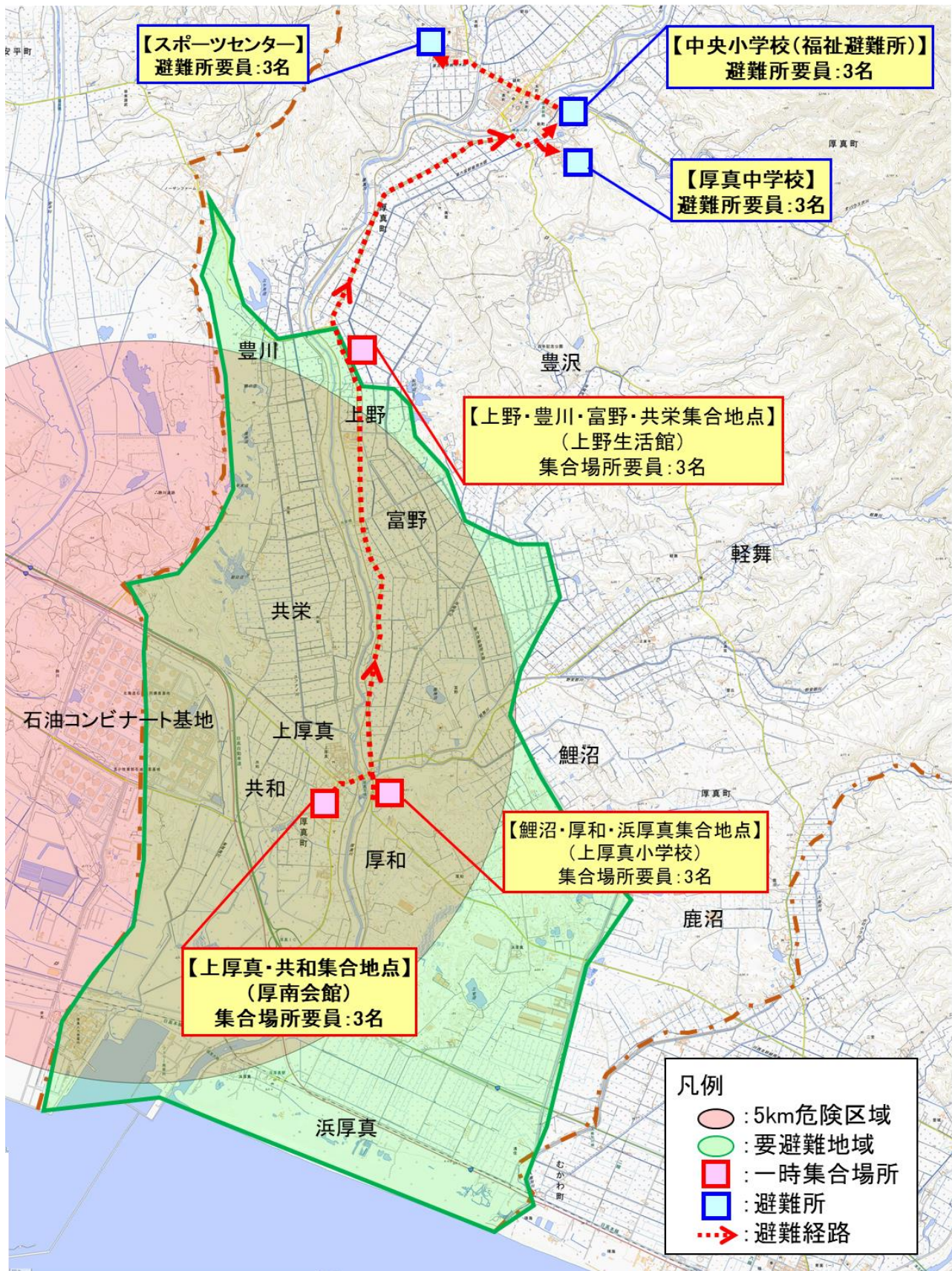
避難に使用する経路



交通規制・警備体制



職員配置場所



4 着上陸侵攻

(1) 事案の特徴等

ア 特徴

- (ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- (イ) 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- (ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- (エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) 事案の想定（想定シナリオ）

ア 全般

(ア) 周辺国の状況

我が国周辺の情勢は悪化、あらゆる外交手段を尽くすも関係は悪化の一途をたどっており、国連が介入するも改善は見られない。

R国と我が国は、最後の外交交渉をも決裂し、一触即発の状況となっていたところ、日本海に面する港湾数ヵ所周辺に大規模な部隊が集結しているのと情報を得た。

(イ) 我が国の状況

X年Y月D日、日本国政府は、R国の部隊集結を捉え、これを武力攻撃予測事態と判断し、直ちに武力攻撃事態対処法第9条に基づく対処基本方針を定めるとともに、内閣に武力攻撃事態等対策本部（以下、「国対策本部」という。）を設置した。

国対策本部は、3ヵ月以内にR国による大規模な着上陸侵攻があると予測し、自衛隊に着上陸侵攻対処の準備を指示するとともに、着上陸の想定箇所及びその後の侵攻経路と予測される北海道及び道内市町村に対し、国民保護対策本部の設置及び他県への避難措置を指示した。

(ウ) 北海道の状況

a 北海道は、侵攻目標に当たることが予測されるため、国の対策本部より、国民保護対策本部の設置及び道内全市町村に対し、道外への避難措置を実施するよう指示を受けた。

これに基づき、北海道は14の総合振興局・振興局単位に島嶼を優先しつつ、北海道の北部地域から順次、船舶及び航空機により、住民の避難を2ヵ月以内に道外避難を行うよう指示した。

b 状況の特性

- (a) 道外への避難を必要とする。
- (b) 2ヵ月程度の時間があるが、道内全域住民の避難となるため、計画的に避難を行う必要がある。
- (c) 戦闘状態になる前に避難を行うため、国民保護措置に従事する者の安全は確保される。

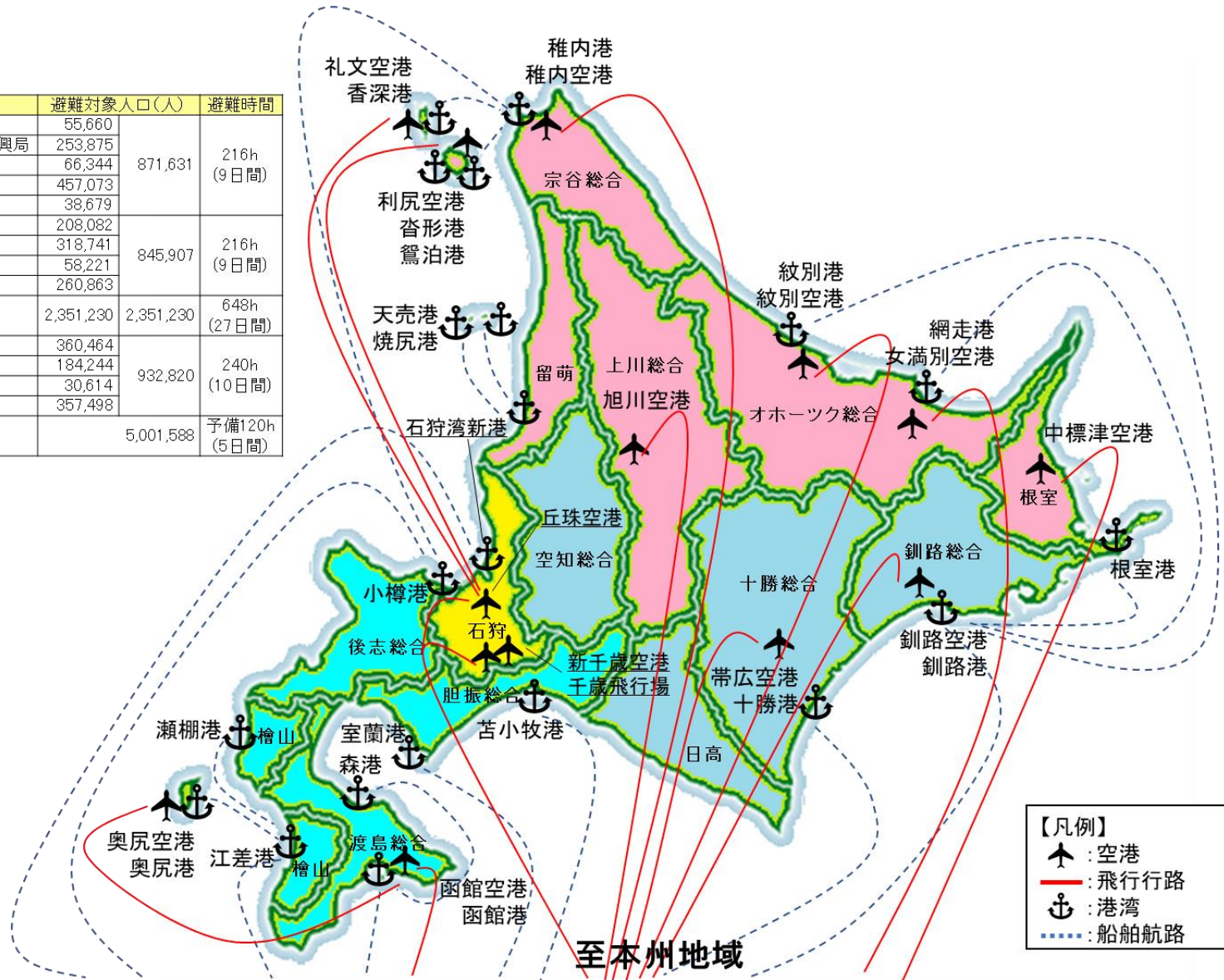
【住民避難輸送見積（設想）】

順序	振興局	市町村	輸送手段・場所
1-1	宗谷総合振興局 (10市町村)	1_礼文町、2_利尻町、3_利尻富士町、4_稚内市、5_猿払村、6_豊富町、7_浜頓別町、8_幌延町、9_中頓別町、10_枝幸町	港湾：香深港、沓形港、鷺泊港、稚内港 鉄道：宗谷本線、函館本線 空港：礼文空港、利尻空港、稚内空港 陸路：北海道縦貫自動車道、R238、R40
1-2	オホーツク総合振興局 (18市町村)	1_雄武町、2_興部町、3_西興部村、4_紋別市、5_滝上町、6_湧別町、7_遠軽町、8_佐呂間町、9_北見市、10_網走市、11_訓子府町、12_置戸町、13_大空町、14_美幌町、15_津別町、16_小清水町、17_斜里町、18_清里町	港湾：紋別港、網走港 空港：紋別空港、女満別空港、中標津空港 陸路：R238、R239、R273、R242
1-3	留萌振興局 (8市町村)	1_羽幌町、2_天塩町、3_遠別町、4_初山別村、5_苫前町、6_小平町、7_留萌市、8_増毛町	港湾：天売港、焼尻港、留萌港、石狩港振港 空港：旭川空港 陸路：深川・留萌自動車道、R232、R239
2-1	根室振興局 (5市町)	1_羅臼町、2_標津町、3_中標津町、4_別海町、5_根室市	港湾：根室港、釧路港 鉄道：根室本線、石勝線 空港：女満別空港、中標津空港 陸路：R244、R335、R272、R44
2-2	釧路総合振興局 (8市町村)	1_弟子屈町、2_浜中町、3_厚岸町、4_標茶町、5_鶴居村、6_釧路町、7_釧路市、8_白糠町	港湾：釧路港 鉄道：根室本線、石勝線 空港：中標津空港、釧路空港 陸路：北海道横断自動車道（根室線）、R272、R274、R391、R44、R38
2-3	十勝総合振興局 (19市町村)	1_陸別町、2_足寄町、3_上士幌町、4_本別町、5_士幌町、6_浦幌町、7_池田町、8_音更町、9_鹿追町、10_新得町、11_豊頃町、12_幕別町、13_清水町、14_芽室町、15_帯広市、16_更別村、17_中札内村、18_大樹町、19_広尾町	港湾：十勝港 鉄道：根室本線、石勝線 空港：帯広空港 陸路：北海道横断自動車道（根室線） 帯広空港道路、R38、R242、R241、R236
3-1	上川総合振興局 (23市町村)	1_音威子府村、2_中川町、3_美深町、4_名寄市、5_幌加内町、6_下川町、7_士別市、8_剣淵町、9_和寒町、10_愛別町、11_比布町、12_鷹栖町、13_当麻町、14_上川町、15_旭川市、16_東神楽町、17_東川町、18_美瑛町、19_上富良野町、20_中富良野町、21_富良野町、22_南富良野町、23_占冠村	港湾：留萌港、紋別港 鉄道：宗谷本線～函館本線 空港：旭川空港、紋別空港 陸路：北海道縦貫自動車道、R275、R40 R239、R39、R12、R237
3-2	空知総合振興局 (24市町)	1_沼田町、2_秩父別町、3_深川市、4_北竜町、5_雨竜町、6_妹背牛町、7_新十津川町、8_滝川市、9_赤平町、10_歌志内市、11_砂川市、12_芦別町、13_上砂川町、14_奈井江町、15_浦臼町、16_月形町、17_	港湾：石狩湾新港、小樽港 鉄道：函館本線 空港：旭川空港、丘珠空港、新千歳空港

		美唄市、18_三笠市、19_岩見沢市、20_夕張市、21_栗山町、22_由仁町、23_長沼町、24_南幌町	千歳飛行場 陸路：道央自動車道、R233、R12、R451 R275、R234
3-3	日高振興局 (7 町)	1_えりも町、2_様似町、3_浦河町、4_新ひだか町、5_日高町、6_平取町、7_新冠町	港湾：十勝港、苫小牧港 空港：新千歳空港、千歳飛行場 陸路：日高自動車道、R336、R235、R236、R237
4-1	石狩振興局 (8 市町村)	1_石狩市、2_当別町、3_新篠津村、4_江別市、5_北広島市、6_恵庭市、7_千歳市、8_札幌市	港湾：石狩湾新港、小樽港、苫小牧港 鉄道：千歳線、室蘭本線、函館本線 空港：丘珠空港、新千歳空港、千歳飛行場 陸路：道央自動車道、R337、R36、R274、R12
4-2	胆振総合振興局 (11 市町)	1_むかわ町、2_厚真町、3_安平町、4_苫小牧市、5_白老町、6_伊達市、7_壮瞥町、8_登別市、9_室蘭市、10_洞爺湖町、11_豊浦町	港湾：苫小牧港、室蘭港 鉄道：室蘭本線、函館本線 空港：新千歳空港、千歳飛行場 陸路：日高自動車道、道央自動車道、R235 R276、R36、R453、R230、R276
4-3	後志総合振興局 (20 市町村)	1_積丹町、2_神恵内村、3_古平町、4_泊村、5_余市町、6_小樽市、7_赤井川村、8_仁木町、9_共和町、10_倶知安町、11_京極町、12_喜茂別村、13_留寿都村、14_真狩村、15_ニセコ町、16_岩内町、17_蘭越町、18_寿都町 19_黒松内町、20_島牧村	港湾：小樽港、石狩湾新港、室蘭港 鉄道：函館本線 空港：新千歳空港、千歳飛行場、函館空港 陸路：後志自動車道、札幌自動車道、R229 R5、R227、R278、R279
4-4	檜山振興局 (7 町)	1_奥尻町、2_今金町、3_せたな町、4_乙部町、5_江差町、6_厚沢部町、7_上ノ国町	港湾：奥尻港、瀬棚港、江差港 空港：奥尻空港、函館空港 陸路：R229、R230、R277、R227、R228
4-5	渡島総合振興局 (11 市町)	1_長万部町、2_八雲町、3_森町、4_鹿部町、5_七飯町、6_松前町、7_福島町、8_知内町、9_木古内町、10_北斗市、11_函館市	港湾：森港、函館港 鉄道：函館本線 空港：函館空港 陸路：道央自動車道、函館新外環状道路 R37、R5、R227、R278、R279

【住民避難輸送見積（設想）】船舶・航空機輸送見積

順序	振興局単位	避難対象人口(人)	避難時間
1	1 宗谷総合振興局	55,660	871,631 216h (9日間)
	2 オホーツク総合振興局	253,875	
	3 根室振興局	66,344	
	4 上川総合振興局	457,073	
	5 留萌振興局	38,679	
2	1 釧路総合振興局	208,082	845,907 216h (9日間)
	2 十勝総合振興局	318,741	
	3 日高振興局	58,221	
	4 空知総合振興局	260,863	
3	1 石狩振興局	2,351,230	2,351,230 648h (27日間)
4	1 胆振総合振興局	360,464	932,820 240h (10日間)
	2 後志総合振興局	184,244	
	3 檜山振興局	30,614	
	4 渡島総合振興局	357,498	
合計		5,001,588	予備120h (5日間)



(エ) 町の状況

町は、国の対策本部から国民保護対策本部の設置及び北海道より、道内全市町村の住民を避難させるため、総合振興局・振興局単位に北海道の北部地域から避難を行うように指示を受けたため、直ちに対応の体制を確立するとともに、避難実施要領の作成に着手した。

ウ 関係機関の対応状況

(ア) 警察による周辺の交通規制

住民避難時の周辺道路の交通規制及び防犯・警備等

(イ) 消防による警戒区域の設定

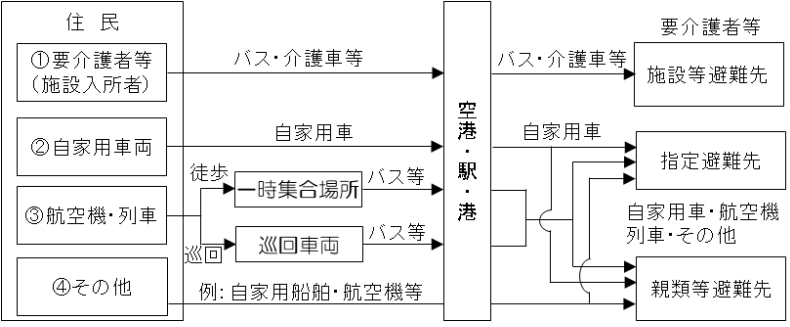
住民への周知、避難時の要配慮者支援等

(ウ) 交通機関

あつまバス、デマンド交通めぐるくん、スクールバスは、住民の巡回輸送を実施

(イ) 避難実施要領

避 難 実 施 要 領	
厚真町 町長 X年Y月D+3日 12時00分現在	
町域外（道外）避難	
1 北海道からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、国民保護に基づき、着上陸侵攻による武力攻撃予測事態と認定し、避難措置の指示を行った。 北海道対策本部は、R国の着上陸侵攻が予測されるため、X年Z月D+60日 24時までに、事態が収拾し、安全が確保されるまでの間、道外に全住民を避難させるよう指示があった。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	X年Y月D日 06:00
発生場所	
実行の主体	R国による着上陸侵攻予測
事案の概要と被害状況	X年Y月D日、日本国政府は、R国の部隊集結を捉え、これを武力攻撃予測事態と判断し、直ちに武力攻撃事態対処法第9条に基づく対処基本方針を定めるとともに、内閣に武力攻撃事態等対策本部を設置した。 国対策本部は、3ヵ月以内にR国による大規模な着上陸侵攻があると予測し、自衛隊に着上陸侵攻対処の準備を指示するとともに、着上陸の想定箇所及びその後の侵攻経路と予測される北海道及び道内市町村に対し、国民保護対策本部の設置及び他県への避難措置を指示した。 北海道対策本部は、住民の避難措置について各市町村と避難に関する調整を開始し、2ヵ月以内の道外避難を行うように市町村に指示 北海道対策本部は、住民の避難措置について各市町村と避難に関する調整を開始 町は、国民保護対策本部を設置し、住民の避難措置について検討を開始するとともに、避難実施要領を作成開始
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ R国による3ヵ月以内の着上陸侵攻開始 ・ 着上陸侵攻予想見積 別紙第1「R国着上陸侵攻見積」
気象の状況	3ヵ月間の気象予測 別紙第2「3ヵ月間の天候の見通し」
2-2 避難住民の誘導の概要	

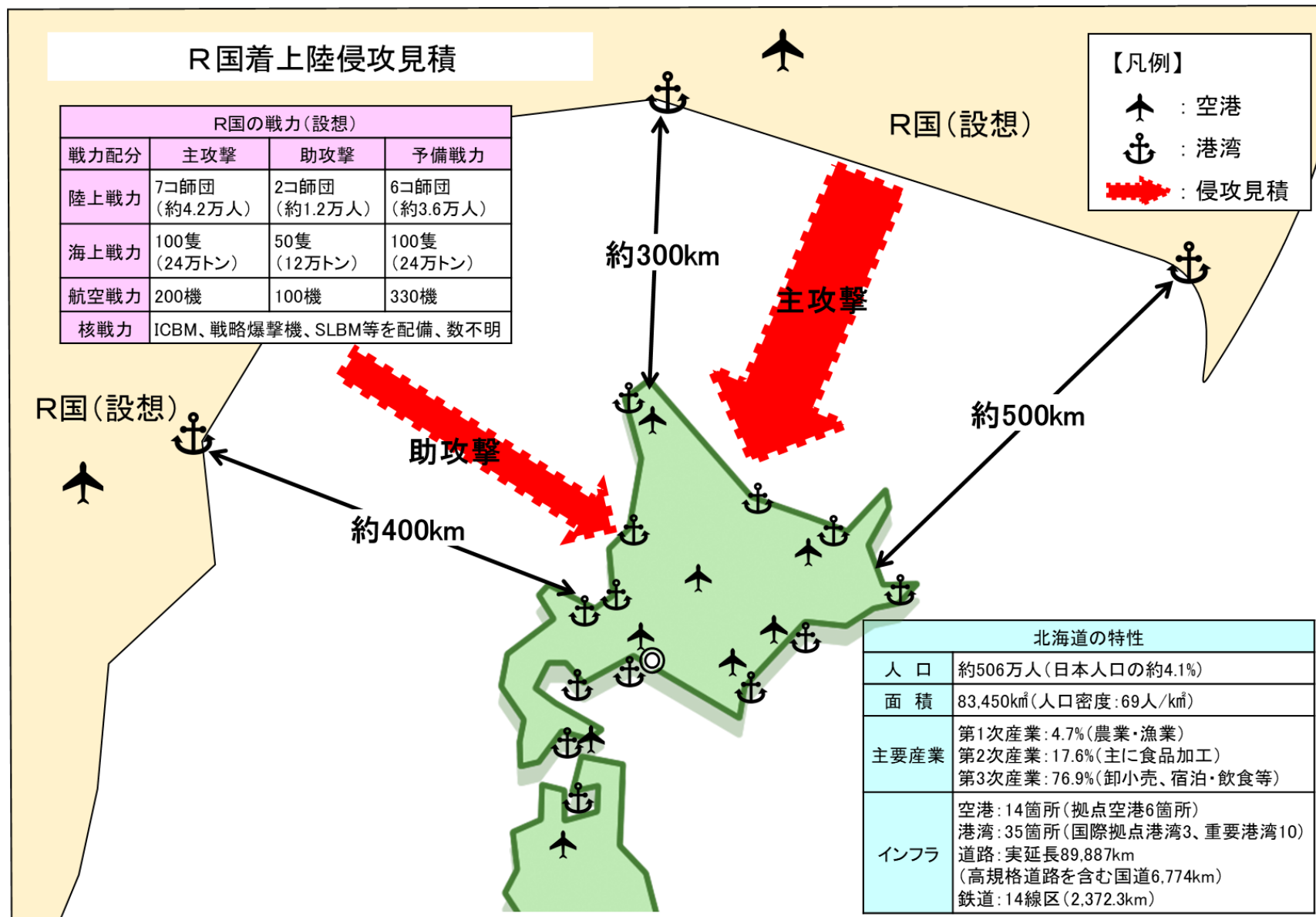
要避難地域	北海道全域（町全域）
避難先と避難誘導の方針	<p>① 避難実施要領の方針 町は、R 国の軍事侵攻が切迫した状況により、国の避難指示に基づき、X年Y月D+52日までに、〇〇県及び△△県へ、船舶、航空機、陸路により全町民を安全に避難させる。</p> <p>② 避難先（道指示） 〇〇県（A市、B市、C市、D市、E市、F町、G町、H町） △△県（a市、b市、c市、d市、e市、f町、g町、h町）</p> <p>③ 避難要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は避難実施にあたり、全世帯に対し、避難の手段、避難先等の要望について事前に調査を行う。 ・避難の開始は、別途、町が発行する避難開始の日時、避難先、避難の手段、避難の経路、避難人数等を明記した書類を交付する。 ・住民の避難に先立ち、先遣隊を編成し、受入先での避難者の受入準備を促進するとともに、避難受入態勢を確立する。この際、避難先自治体に支援を要請する。 ・避難は、自家用車による船舶での避難、列車又は航空機での避難とし、避難先は親類・知人等、道指定避難先及び要介護者等の受入施設のその他避難先から選択させる。 ・一人では避難できない要介護者等（避難行動要支援者）及び援助者を優先に避難させるものとし、町は避難の受入施設等の調整を道を通じて行う。 ・自家用車による船舶での避難は、1世帯1車両（乗用車）を基準とする。 ・列車及び航空機での避難は、必要最小限の手荷物とし、駅又は飛行場までは、バス等により人員輸送する。 ・避難先で必要な荷物は、別途示す重量・個数を制限して、避難先へ追送を行う。 ・避難誘導 
避難開始日時	<p>X年Y月D+47日 06:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等：Y月D+47日 06:00～D+49日 18:00 ・自家用車両：Y月D+47日 06:00～D+51日 18:00 ・列車・航空機：Y月D+47日 06:00～D+51日 18:00 ・その他：Y月D+47日 06:00～D+48日 18:00 ・予備：Y月D+52日～D+53日 <p>※警察及び消防による地区巡回の後、最終避難（後衛）</p>
避難完了予定日時	X年Y月D+55日 24:00
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>① 住民等への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、町ホームページ、町SNS（LINE・Facebook）による避難指示情報の伝達 ・自治会、町内事業所等への避難実施要領の説明会の開催

	<ul style="list-style-type: none"> ・町、消防、警察等が連携した住民への戸別周知（要望の把握） ② 警察：住民避難時の周辺道路の交通規制及び防犯・警備等 ③ 消防(消防団)：住民への周知、避難時の要配慮者支援等 	
連絡調整先	北海道対策本部：道リエソンを2名、町に派遣 関係機関： 胆振総合振興局地域創生部危機対策室：0143-24-9570 胆振東部消防組合消防署厚真支署：0145-26-7119 北海道札幌方面苫小牧警察署（警備課）：0144-35-0110 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊（第3科）：0123-23-5131	
3 事態の特性で留意すべき事項		
事態の特性	状況により、着上陸侵攻早まり及びこれに伴う敵の諜報活動、弾道ミサイル攻撃及びゲリラ・特殊部隊による攻撃等の陽動の可能性があると、留意しておく必要がある。	
地域の特性	本町は、町内及び隣接市にフェリーターミナル、空港及び列車駅が近傍にあり、道外避難に際しての利用施設までの距離が短く、比較短時間での移動が容易である。 また、上記の容易性の反面、町内にあるフェリーターミナルや火力発電所、石油コンビナート基地及びダムは重要施設となり、敵の攻撃目標となり易い。	
時期による特性	別紙第2「3か月間の気象予測」参照	
4 避難者数（人）		
地区名	別紙第3「避難者数（地区別）」	
避難者数（計）		
うち避難行動要支援者数		
うち外国人等の数		
5 避難施設		
5-1 避難施設		
避難先地域	〇〇県	△△県
避難施設名	県・市町営住宅、民間住宅借上一部市町指定避難所	県・市町営住宅、民間住宅借上一部市町指定避難所
所在地	A～H 市町	a～h 市町
収容可能人数（人）	3,000	3,000
連絡先（電話等）	000-000-000	000-000-000
連絡担当者	県担当責任者：〇〇〇〇 町担当責任者：〇〇〇〇	県担当責任者：〇〇〇〇 町担当責任者：〇〇〇〇
その他の留意事項等	避難者の居住配分は、世帯単位を基本とし、自治会等の地域コミュニティに配慮し、努めて同一又は近傍の地域を配分する。	避難者の居住配分は、世帯単位を基本とし、自治会等の地域コミュニティに配慮し、努めて同一又は近傍の地域を配分する。
5-2 一時集合場所		
一時集合場所名	別紙第4「一時集合場所等」	
所在地		
連絡先（電話等）	連絡手段として、移動系防災無線により連絡通信を行う。	
連絡担当者	別途、調整により指示する。	
その他の留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者等については、巡回車両（めぐるくん等）により、自宅まで迎えに行き、出発統制点へ移動させる。 ・一時集合場所への集合は、原則として徒歩をお願いする。 	
6 避難手段		
(1) 担当職員は、地域の自治会・自主防災組織等の協力が得られるように努める。 (2) 避難先には、自治会単位を基準として、地区毎（各世帯、事業所単位）で移動する。 (3) 自力避難困難者や日本語の理解が不十分な外国人の避難が適切に行えるよう、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。		

輸送手段	<p>○要介護者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊車両等による避難先までの移動(細部は、道との調整による。) <p>○要介護者以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅から一時集合場所まで 原則徒歩による移動 ・一時集合場所から出発統制点まで 町職員等の統制により、スクールバス、チャーターバス等に分乗し、移動する。 ・出発統制点 避難人員のチェック、移動時の注意事項・統制事項の伝達、移動間の食事(携行食)の配布等を行う。 ・出発統制点から駅・空港・港まで 同行の町職員等の統制により、スクールバス、チャーターバスにより、それぞれの移動交通機関先に移動 ・避難駅・避難先空港・避難先港から受入避難自治体まで 避難先自治体の支援を受け、それぞれの避難先へ移動 	
輸送手段の詳細	種類(車種等)	列車、航空機、船舶による移動とし、目的地まで、それぞれを繋ぐ移動手段として、めぐるくん、スクールバス、チャーターバス及び介護用特殊車両等を利用
	台数	調整により確保
	輸送可能人数	輸送車両の調整による。
	連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・めぐるくん：救護対策部(町) ・スクールバス：教育・避難所対策部(町) ・チャーターバス：産業対策部(町) ・介護用特殊車両：救護対策部(町) ・バス会社、介護用特殊車両支援先
輸送力の配分の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護用特殊車両 介護事情、器材の調整、輸送要領の調整等により個別に対応する。 ・めぐるくん、スクールバス、チャーターバス輸送 指定の日時に、各一時集合場所ごとに輸送車両を配分・巡回し、人員輸送を行う。 	
その他輸送手段	避難行動要支援者	バス等での避難が困難な自力歩行困難者等は、救護対策部による介護用特殊車両の配分調整を行い、人員輸送を行う。
	その他(入院患者等)	同上
7 避難経路		
避難に使用する経路	別紙第5「避難に使用する移動経路」	
交通規制	実施者の確認	苫小牧警察署
	規制にあたる人数	苫小牧警察署計画
	規制場所	各一時集合場所、出発統制点の出入口付近
警備体制	実施者の確認	苫小牧警察署
	警備にあたる人数	苫小牧警察署計画(交通規制等兼務)
	警備場所	交通規制を行った付近で警備を行う。
8 避難誘導方法		
8-1 避難(輸送)方法		
地区		各自治会単位
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各自治会及び事業所の単位
	輸送手段	原則徒歩移動
	集合時間	別途指示・統制する時間による。
	その他(誘導責任者等)	町職員の他、各自治会、事業所の代表者による避難人員の把握
避難施設へ	誘導の実施単位	各自治会の班等及び事業所の単位ごと輸送車両への乗車

の避難方法	輸送手段	バス又は介護用特殊車両
	避難経路	別紙第5「避難に使用する経路」参照
	避難完了予定日時	X年Y月D+55日 24:00(細部は別途調整・計画する日時による。)
	その他(誘導責任者等)	町職員の他、各自治会、事業所の代表者による避難人員の把握
避難行動要 支援者の避 難方法	誘導の実施単位	身体状況に応じ個別に対応
	避難行動要支援者 への支援事項	
	輸送手段	バス等での移動が困難な者については、救護対策部による介護特殊車 両等を要請するとともに、避難時期を調整する。
	避難経路	別紙第5「避難に使用する経路」参照
	避難先	北海道を通じ、〇〇県及び△△県の病院及び介護施設等への入院・入 所を要請するとともに、個人の状態に応じた避難先は救護対策部の判 断・調整により選定する。
	避難開始日時	Y月D+47日 06:00～D+49日 18:00
	避難完了予定日時	Y月D+49日 18:00
8-2 職員の配置方法		
(1) 全般		
ア 町対策本部は、避難住民の誘導の指揮を行う。		
イ 町対策本部は、先遣隊を編成して、避難先となる〇〇県(A市、B市、C市、D市、E市、F町、 G町、H町)及び△△県(a市、b市、c市、d市、e市、f町、g町、h町)における受入態勢 を確立して、現地での効率的な受入、生活基盤の充実等を行う。また、派遣する職員は、選定後、 別途示す。		
ウ 職員による避難誘導は、職員の家族帯同を基本とし、各自治会単位で移動する場合の同行案内・ 誘導を避難先となる〇〇県及び△△県の避難先まで一貫して行うものとする。		
エ 負傷者や体調不良者等への対応など、必要に応じ、保健師の同行を調整する		
(2) 一時集合場所		
避難誘導の配置については、次に示すとおり、集合場所ごとに、職員を避難誘導員として配置す るとともに、連絡所を設置するなど、円滑な避難誘導の実施に努める。		
(3) 出発する駅・空港・港～避難受入先駅・空港・港～避難先		
避難受入先駅・空港・港まで、職員の同行案内・誘導によるものとし、避難先へは、先遣隊が手配 する交通手段を用いて、人員を輸送する。		
配置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難受入先駅・空港・港まで、職員の同行案内・誘導による。 ・避難受入先駅・空港・港に先遣隊を配置する。 	
人数	同行案内・誘導要員：1名～2名	
現地調整所等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所 ・受入先駅・空港・港 	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	町職員、消防、消防団 (2人1組を2～6コ班編成し、各地区を巡回確認)	
時期	<ul style="list-style-type: none"> ・Y月D+45日～D+55日まで：各日 13:00 開始 ・Y月D+56日～D+59日まで：各日 09:00 開始 	
場所	各自治会単位	
方法	車両による戸別訪問及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握し ておく。	
終了予定日時	Y月D+48日 18:00 までを予定	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	<ul style="list-style-type: none"> ・移動間については、出発統制点で配布する食事(携行食)で行うものとする。 ・移動交通機関内、待合場所等において各人計画で食事を行う。 	
食事場所		
提供する食事の種類	レトルト食品、パン等(比較的保存が容易なもの)	
実施担当部署	救護対策部(町)	

8-5 追加情報の伝達方法	防災行政無線、同行案内・誘導要員による伝達等
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<p>(1) 避難時は、金銭、貴重品、パスポートや運転免許証、マイナンバーカード、保険証等身分を証明するもの、個人で手荷物として運べる必要最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</p> <p>(2) 出火防止対策を行い、施錠等を行う。</p> <p>(3) 隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難する。</p>	
事態の特性	
状況の急変等により、着上陸侵攻が早まり、危険性が高くなる可能性があることから、努めて遅延が無いように、計画的な避難に努める必要がある。	
時期的特性	
避難の長期化が予想されることから、季節に応じた服装や持病薬等を含めた準備が必要	
一時集合場所での対応	
<p>(1) 集合場所に到着した場合は、自治会長・自主防災組織長（防災リーダー）等のもとに集合させ、避難世帯・人員の把握を明確かつ、容易にできるように配慮する。</p> <p>(2) 体調の変化に注意するよう呼びかけるとともに、急病を除き体調が悪化したときは、努めて早期に申し出て、必要な処置を行い、避難に遅延が生じないようにする。</p>	
10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）	
<p>(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。</p> <p>(2) 特殊標章等を携帯すること。</p> <p>(3) 作業衣やピプス等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。</p> <p>(4) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱防止を図るとともに、冷静かつ、秩序正しい行動を呼びかけること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>(1) 防災行政無線のほか、町ホームページ・SNS（LINE・Facebook）により、周知を図る。</p> <p>(2) 自治会長への伝達、説明会の開催などにより、地区住民に対し避難実施要領の内容を伝達するとともに、広報紙の配布、職員等の戸別訪問による口頭伝達より、伝達の徹底を図る。</p> <p>(3) 担当職員等は、避難実施要領について、自治会に住民への周知を依頼する。</p> <p>(3) 担当職員等は、民生委員等、社会福祉協議会、自治会・自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>(4) 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報を提供する。</p> <p>(5) 防災行政無線、町ホームページ・SNS（LINE・Facebook）、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報の収集に努めるよう促す。</p>
避難実施要領の伝達先	住民、事業所、施設等
職員間の連絡手段	防災行政無線、衛星電話
12 緊急時の連絡先	
厚真町 国民保護対策本部 （緊急対処事態対策本部）	電話：0145-27-2321 FAX：0145-27-2328 E-Mail：kanbou@town.atsuma.lg.jp



3か月間の天候の見通し

【予報ポイント(向こう3か月)】

- ・暖かい空気に覆われやすいため、気温は全国的に高い。
 - ・前線や湿った空気の影響を受けやすいため、降水量は沖縄・奄美で多く、西日本太平洋側で平年並みか多い。
- 【3か月間の平均気温・降水量(全国)】

地域区分		平均気温 (3か月)	降水量 (3か月)
北日本	日本海側	低20 並30 高50% 高い見込み	少30 並40 多30% ほぼ平年並の見込み
	太平洋側		少30 並40 多30% ほぼ平年並の見込み
東日本	日本海側	低10 並30 高60% 高い見込み	少30 並30 多40% ほぼ平年並の見込み
	太平洋側		少30 並30 多40% ほぼ平年並の見込み
西日本	日本海側	低10 並30 高60% 高い見込み	少30 並30 多40% ほぼ平年並の見込み
	太平洋側		少20 並40 多40% 平年並か多い見込み
沖縄・奄美		低10 並30 高60% 高い見込み	少20 並30 多50% 多い見込み
数値は予想される出現確立 (%) 			

※ 季節予報は、予測の確からしさに応じて、「低い(少ない)、平年並、高い(多い)となる確率で表す。

【月別天候(北海道)】

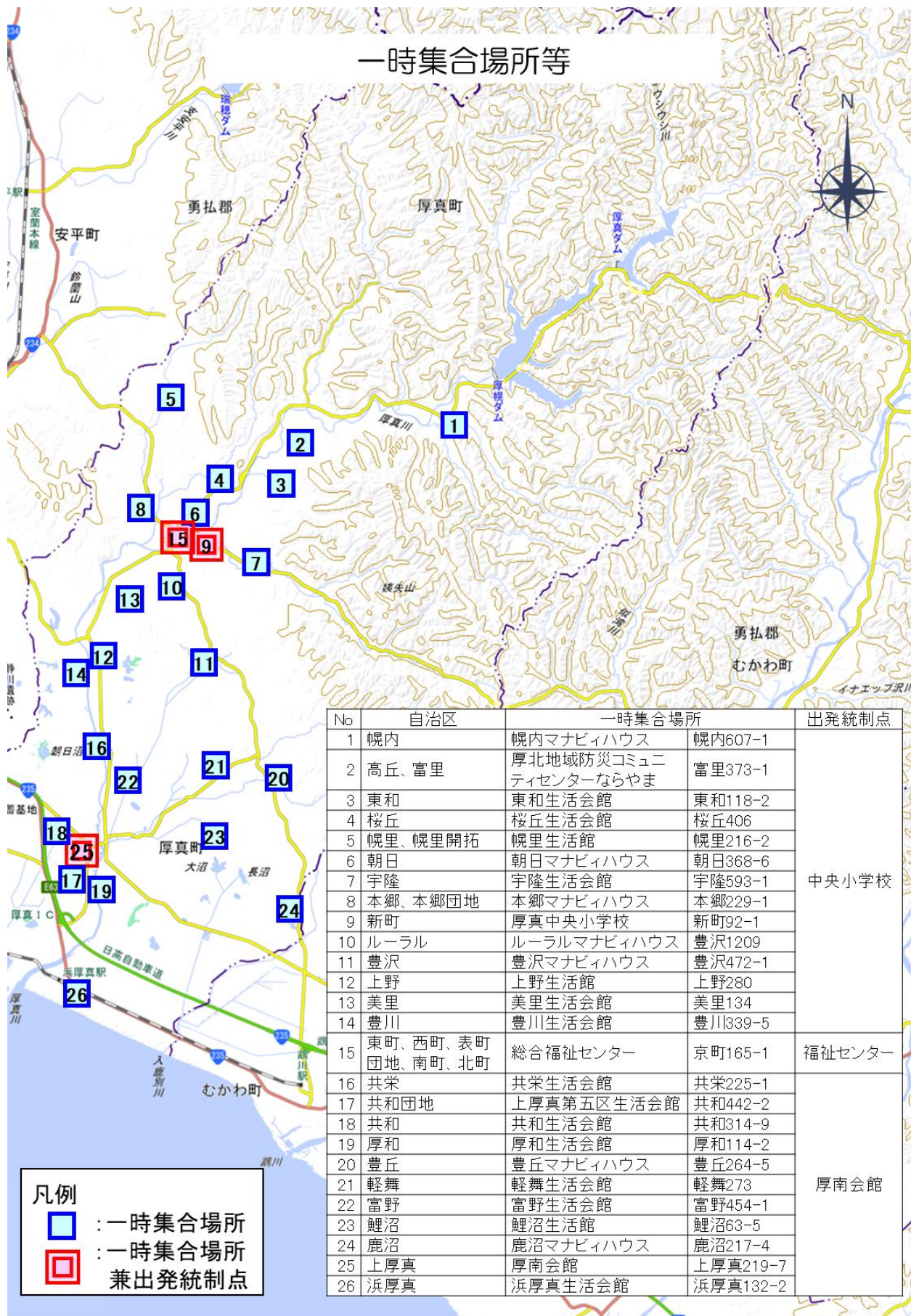
4月	北海道日本海側・オホーツク海側では、天気は数日の周期で変わるでしょう。北海道太平洋側では、天気は数日の周期で変わり、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。
5月	天気は数日の周期で変わるでしょう。
6月	天気は数日の周期で変わるでしょう。

【北海道の向こう3か月の確率(%)】

	気温	降水量
4月	低20% 並40% 高40%	少30% 並40% 多30%
5月	低20% 並40% 高40%	少30% 並40% 多30%
6月	低20% 並40% 高40%	少30% 並40% 多30%

避難者数（地区別）〔設想〕

連番	地区別	人口				世帯数			避難行動要 支援者数	
		男		女		計	日本人	外国人		計
		日本人	外国人	日本人	外国人					
1	字幌内	21		28		49	32		32	15
2	字富里	26		23		49	23		23	11
3	字高丘	10		9		19	10		10	5
4	字桜丘	14		13		27	13		13	4
5	字朝日	62		57		119	57		57	33
6	字本郷	237		213		450	245		245	78
7	字幌里	21		18		39	21		21	3
8	京町	77		91		168	92		92	37
9	表町	215		232		447	215		215	51
10	錦町	21		27	1	48	28	1	29	6
11	本町	37		42		79	46		46	15
12	新町	236	1	217		453	253	1	254	65
13	字美里	44		46		90	41		41	25
14	字上野	28		34		62	36		36	18
15	字豊川	41		34		75	31		31	18
16	字豊沢	215		204	1	419	174	1	175	44
17	字宇隆	43		51		94	39		39	21
18	字東和	38		33		71	36		36	20
19	字富野	36		46		82	45		45	17
20	字共栄	40	1	37	1	77	35	1	36	18
21	字上厚真	390	17	359	2	749	311	19	330	68
22	字鯉沼	30		23		53	24		24	7
23	字厚和	29		22		51	26		26	9
24	字共和	64		74		138	70		70	40
25	字浜厚真	35	18	13		48	17	18	35	6
26	字鹿沼	50		49		99	48		48	24
27	字豊丘	41		46		87	36		36	17
28	字軽舞	60		72	1	132	64	1	65	33
	合計	2,161	37	2,113	6	4,274	2,068	42	2,110	708



避難に使用する移動経路



付録 避難実施要領のパターン様式

避 難 実 施 要 領	
厚真町 町長 年 月 日 時 分現在	屋内避難 町域内避難 町域外（道内）避難 町域外（道外）避難
} 選択	
1 北海道からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候： _____ 気温： _____ °C 風向： _____ 風速： _____ m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
屋内にいない場合	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
6 避難時の連絡先	
厚真町 国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部)	電 話： F A X： E-Mail：